

平成 25 年度

福島県信用保証協会のあらまし

2013 DISCLOSURE



福島県信用保証協会

<http://www.fukushima-cgc.or.jp/>

CONTENTS – 目次 –

	ごあいさつ	1
	プロフィール	2
	当協会のあゆみ	3
I	信用補完制度について	
	信用補完制度のしくみ	4
	信用保証・信用保険制度のしくみ	5
II	平成24年度事業報告	
	事業概況	6
	保証の状況	7
	代位弁済及び回収状況	7
	基本財産の状況	7
	基本財産について	7
	収支計算書	8
	収支計算書の用語解説	9
	貸借対照表・財産目録	10
	貸借対照表の用語解説	11
III	信用保証の動向	
	1.主要業務数値(5年間の推移)	12
	保証承諾、保証債務残高、代位弁済	12
	2.項目別保証の動向(24年度)	13
	本所・支所別保証承諾、保証債務残高、代位弁済	13
	金融機関群別保証承諾、保証債務残高、代位弁済	14
	業種別保証承諾、保証債務残高、代位弁済	15
IV	経営計画について	
	第三次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)	16
	平成25年度経営計画	17
	平成24年度経営計画の業務実績評価報告	21
V	コンプライアンスの取り組みについて	
	コンプライアンスの取組姿勢	26
	信用保証協会倫理憲章	26
	コンプライアンスマネジメント体制	27
VI	個人情報保護宣言について	
	個人情報保護宣言	28
VII	組織体制	
	役員構成	30
	組織機構図	31
	所管区域	31
VIII	保証利用のご案内	
	ご利用になれる保証の限度額	32
	保証をご利用になれる方	32
	責任共有制度	33
	保証料について	34
	主な保証制度のご案内	35
IX	Information	
	経営支援室の設置	38
	特別相談窓口の設置	40
	保証協会団体信用生命保険について	40
X	広報活動	
	保証月報の発行、ホームページの活用、ポスター	41
	本店・支店のご案内	
	裏表紙	

ごあいさつ



福島県信用保証協会
会長 松本 友作

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も当協会の業務内容・業績・経営方針などについてご理解をいただくため、ディスクロージャー誌「平成25年度版 福島県信用保証協会のあらまし」を作成いたしました。本誌をご一読いただき、信用保証制度の有効な活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

平成24年度は、東日本大震災並びに原子力災害からの復興に向けて努力されている中小企業者の皆様への実効ある支援として、国及び県・市町村の施策に即応した各種政策保証や、借換保証の推進など中小企業の実情に即した保証を強力に推進するとともに、企業訪問を通じて様々な経営の支援に努めたほか、特に甚大な被害を受けた中小企業者の二重債務問題については、各関係機関と連携し、債権譲渡支援などに迅速に対応しました。

さらに、「福島県中小企業支援ネットワーク会議」を設置し、中小企業支援機関や各専門機関等との連携を図りながら、中小企業の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行う経営力強化保証の創設などにより復興支援を強力に推進するとともに創業者支援・新分野進出支援にも積極的に取り組んでまいりました。

平成25年度には、経営支援室の創設や、各部署の統合等組織改正を行い、効率的に業務を運営していく体制を構築したところであり、引き続き、東日本大震災からの復旧・復興支援を重点とし、震災関連の制度資金を活用した柔軟かつ積極的な保証をはじめ、企業訪問を積極的に行うことにより、的確なアドバイスやニーズに応じた保証に努め、さらに、関係機関と連携した経営支援と再生支援にも積極的に取り組むことにより、中小企業者の良きパートナーとして「信頼される協会、顔の見える協会」を目指し役職員一同全力で努めてまいりますので、皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年9月



プロフィール (平成25年4月1日現在)

名 称 福島県信用保証協会

設立(認可) 昭和24年4月13日

人 格 信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく特殊法人

目 的 信用保証の業務を行い、中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

基 本 財 产 199億円(資本金に相当)

内 訳 基金63億円(出捐金41億円、金融機関等負担金22億円)
基金準備金136億円

保証債務残高 件数 49,606件 金額 4,732億円

保証利用企業者数 20,624企業

役 職 員 数 理事16名(非常勤13名)
監事 3名(非常勤 2名)
職員91名(男性71名、女性20名)

事 務 所 本 店 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10階、11階
郡 山 支 店 郡山市朝日1丁目27番4号 プレシャス朝日ビル2階
白 河 支 店 白河市道場小路96番地5 白河商工会議所会館2階
会 津 支 店 会津若松市白虎町225番地 日通会津ビル3階
い わ き 支 店 いわき市平字材木町3番地の1
相 双 支 店 南相馬市原町区本町1丁目3番地



当協会のあゆみ

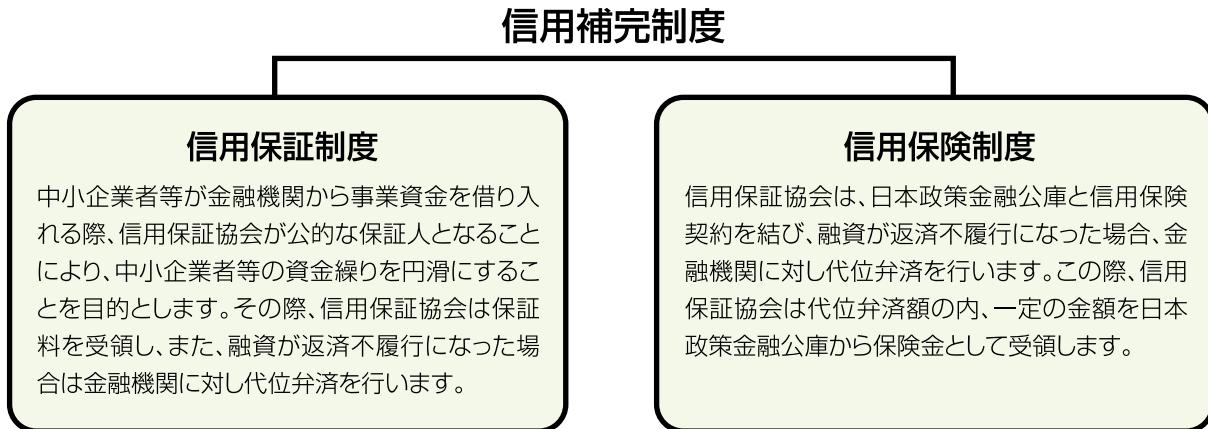
昭和24年	3月19日 4月13日 5月10日 9月12日 10月 4日 11月11日	社団法人福島県信用保証協会の設立総会開催 社団法人福島県信用保証協会の設立認可 設立登記完了、業務開始、 事務所を福島市本町17「福ビル」3階、県中小企業振興本部内に設置 財団法人福島県信用保証協会の設立総会開催 財団法人福島県信用保証協会の設立認可 設立登記完了、業務開始、 福島連絡所を福島商工会議所内に設置・郡山連絡所を郡山商工会議所内に設置 若松連絡所を若松商工会議所内に設置・平連絡所を平商工会議所内に設置 白河連絡所を白河商工会議所内に設置・相双連絡所を相双商工会議所内に設置
昭和25年	6月13日 9月 7日	喜多方連絡所を喜多方商工会議所内に設置 中村連絡所を中村商工会議所内に設置
昭和26年	12月26日	白河連絡所を白河支部に昇格
昭和27年	5月 1日 7月 30日 8月 8日	福島連絡所を福島支部に昇格 平連絡所を平支部に昇格 若松連絡所を若松支部に昇格
昭和28年	6月13日 12月11日	須賀川連絡所を須賀川商工会議所内に設置 郡山連絡所を郡山支部に昇格
昭和29年	4月30日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和32年	11月 9日	本所事務所を「福ビル」3階、316号室に移転
昭和33年	9月 9日	相双連絡所を廃止し、相双駐在事務所を設置
昭和34年	3月 1日	各支部の名称を支所に改称、本部を本所と改称
昭和35年	2月12日	相双駐在事務所を相双出張所と改称
昭和38年	1月21日 4月 1日 6月10日	相双出張所を相双支所に昇格 福島支所を廃止、保証課として本所に併合 本所事務所を福島市大町4番15号「福島県商工会館」2階に移転
昭和41年	10月 1日 10月 5日	平支所の名称をいわき支所と改称 若松支所の名称を会津若松支所と改称
平成15年	7月22日	本所事務所を福島市三河南町1番20号「コラッセふくしま」内に移転
平成20年	11月10日	いわき支所をいわき市平字材木町3番地の1に移転
平成23年	5月16日 5月30日	白河支所を白河市道場小路96番地5「白河商工会議所会館」内に移転 郡山支所を郡山市朝日1丁目27番4号「プレシャス朝日ビル」内に移転
平成25年	4月 1日	本所・支所を本店・支店に改称、保証課を福島営業店に改称 会津若松支所を会津支店に改称



I. 信用補完制度について

信用補完制度のしくみ

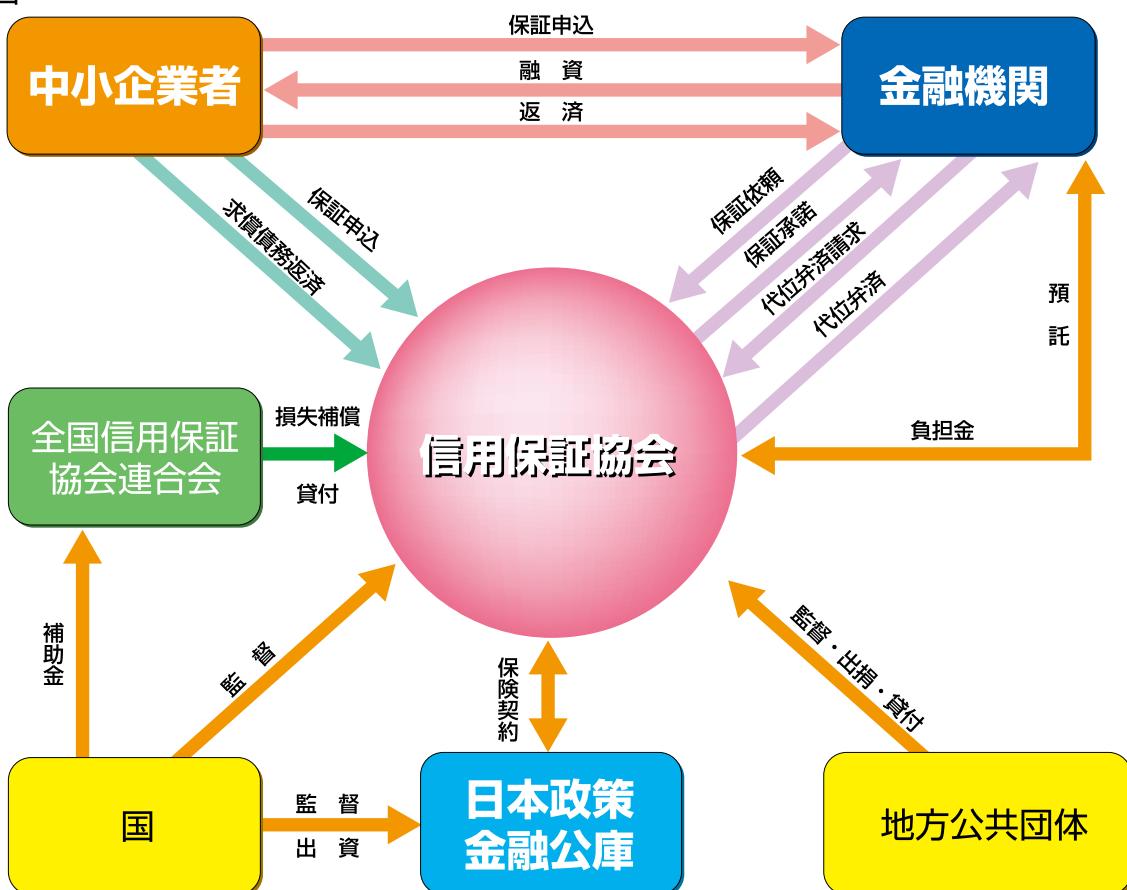
信用補完制度とは、「中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度」と、「信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度」の総称です。



信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受け基金を造成し、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けをし、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者の方の金融を円滑にできるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

■概略図



信用保証・信用保険制度のしくみ

■信用保証制度のしくみ



- ①～②中小企業者からの融資申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③信用保証協会は審査の結果、信用保証を適用と認めた場合、金融機関に対し保証承諾(保証書発行)します。
- ④金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。
- ⑨責任共有制度において負担金方式を採用する金融機関は、負担割合に応じた負担金を信用保証協会にお支払いいただきます。

■信用保険制度のしくみ



- ①日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ②信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%(てん補率)を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。
- ⑥信用保証協会は、責任共有制度における金融機関からの負担金について、てん補率に応じた額を日本政策金融公庫に納付します。



II. 平成24年度事業報告

事業概況

平成24年度におけるわが国経済は、中国・欧州など海外経済の減速等による輸出の減少、エコカー補助金の終了などによる個人消費の鈍化などから、次第に景気後退リスクが高まり、さらに、長引くデフレ・円高や電力・エネルギー問題等の不安材料を抱え先行きは不透明さを増しているとみられていました。

このような状況において、県内の景気は、海外経済の減速等の影響やエコカー補助金終了の影響から、製造業の生産活動が減少しているものの、東日本大震災の復旧関連投資の増加を背景に、緩やかな持ち直しが続いている状況にあります。

生産活動では電子部品等の国内外需要の減少から減産となっているが、住宅投資は被災住宅等のリフォーム・賃家部門で増加しており、また、公共投資は除染事業や震災復旧工事により高い水準で推移している状況にあることから、雇用面では有効求人倍率が、平成24年6月以降1倍を超える水準となっており、総じて県内景気は回復基調にあります。

平成24年度において、当協会は、その本来の使命である中小企業に対する金融の円滑化を図るため、国・県及び市町村の諸施策の展開、金融機関との連携強化のもと、積極的な業務推進に努めた結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

保証承諾については、平成23年度における東日本大震災復興保証の積極的な保証対応による十分な資金供給や各種の補助金・原発事故賠償金・地震保険金などの入金等もあって企業の資金調達ニーズが少なく、保証申込が低調に推移したことにより、保証承諾は前期比件数42.8%・金額27.9%と大幅に減少しました。

保証債務残高についても、保証承諾の大幅な減少に伴い、前期比件数96.5%・金額90.5%と減少しました。

また、一件当たりの保証金額は9,971千円で前期の15,270千円に比べ小口化し、平均保証期間は53.9ヶ月と前期の81.9ヶ月に比べ短期化しました。

一方、代位弁済は、東日本大震災と原子力災害に伴い、休業、移転等を余儀なくされている企業も多い中、災害関連保証制度の創設や中小企業金融円滑化法の延長等により、倒産は落ち着きを見せており代位弁済は362件、3,418,359千円となり、前期比は件数で65.1%、金額で72.7%と前年を下回りました。

また、求償権関係では、企業の現状を十分考慮しながら回収に努力した結果、元金回収で93件、1,488,567千円となり、前年比は件数で97.9%、金額で120.5%となり、当期末求償権残高は、補てん金による償却、2,358,228千円と自己償却611,686千円の合計2,969,914千円を償却した結果、144件 932,683千円となりました。

以上のような業務内容から、経常収入は計上保証料、責任共有負担金収入の減少により、前期に比べ29百万円減少し、経常支出は信用保険料の増加等により、前期に比べ270百万円の増加となり、経常収支差額は1,799百万円となりました。

経常外収支差額は、代位弁済の減少に伴う求償権償却の減少により、△4百万円と前期比0.3%となり、前期に比べ1,416百万円欠損幅が減少しました。

当期収支差額は、部分保証制度に係る欠損と同額を制度改革促進基金から取り崩し補てんした結果、1,926百万円となりました。

この収支差額の剰余金の処理については、収支差額変動準備金に963百万円を、差額の963百万円を基金準備金に繰り入れました。

保証の状況

区分	当期		前期比		計画 金額	計画比
	件数	金額	件数	金額		
保証承諾	件 8,438	百万円 84,138	% 42.8	% 27.9	百万円 150,000	% 56.1
保証債務残高	49,606	473,176	96.5	90.5	500,000	94.6
保証債務平均残高	49,974	490,647	105.8	108.6	500,834	98.0

代位弁済及び回収状況

区分	当期		前期比		計画 金額	計画比
	件数	金額	件数	金額		
代位弁済	件 362	百万円 3,418	% 65.1	% 72.7	百万円 8,000	% 42.7
求償権・償却求償権回収	93	1,489	97.9	120.5	1,350	110.3

代位弁済率 [$\frac{\text{代位弁済額}}{\text{保証債務平均残高}}$] 0.70% (前期1.04%)

基本財産の状況

区分	前期末	当期増加額	当期減少額	当期末	構成比
基 金	6,294百万円	—	—	6,294百万円	31.7%
基 金 準 備 金	12,615百万円	963百万円	—	13,578百万円	68.3%
合 計	18,909百万円	963百万円	—	19,872百万円	100.0%

(注) 百万円未満四捨五入のため項目間の合計は必ずしも一致しません。

基本財産について

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。現在、福島県信用保証協会が引き受けできる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の50倍(定款倍率といいます)と定められています。

このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

基本財産の推移

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
185億72百万円	184億63百万円	180億9百万円	184億56百万円	189億9百万円	198億72百万円

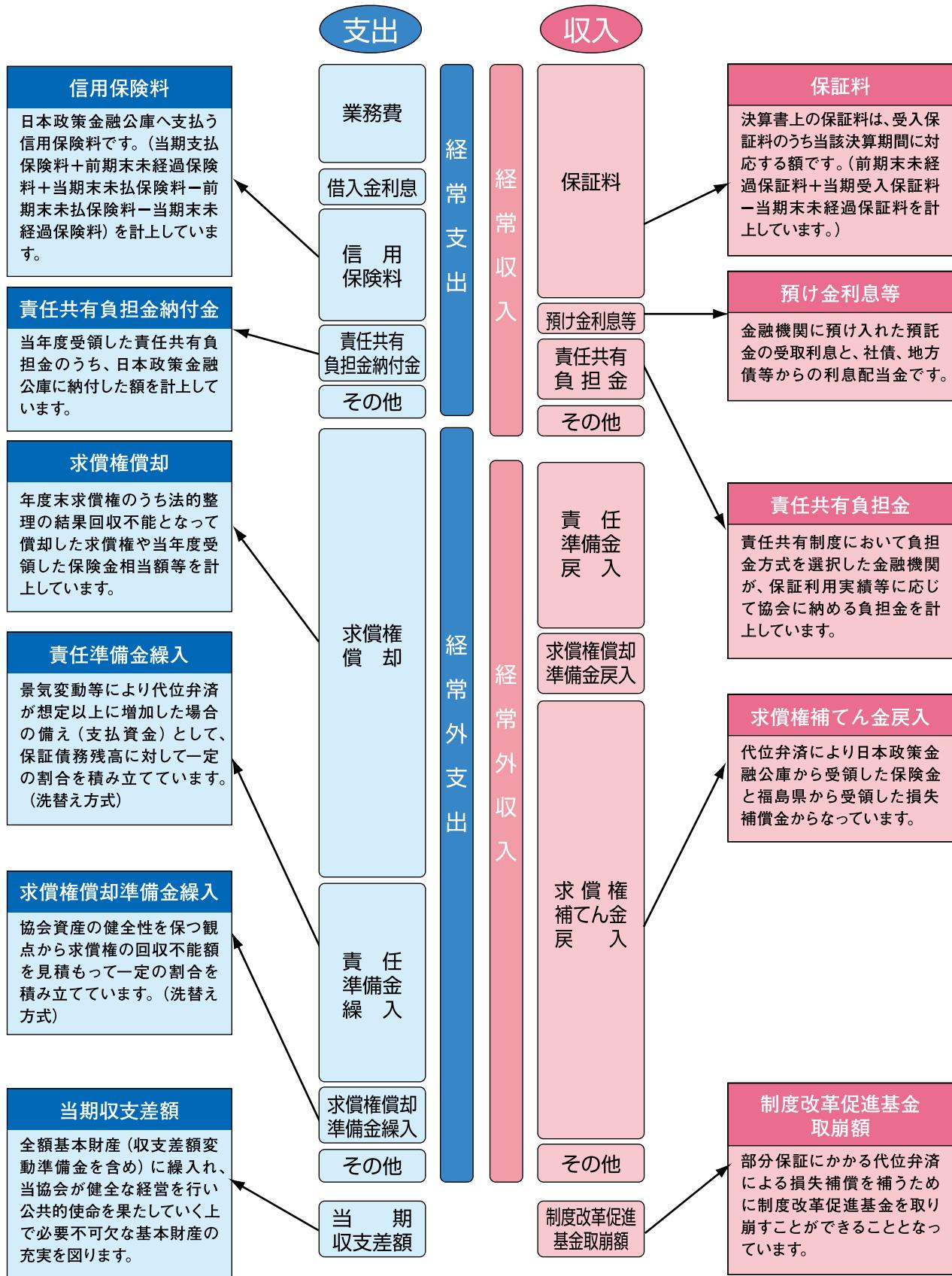
収支計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額
経 常 収 入	5,333,646,631
保 証 料	3,810,609,711
預 け 金 利 息	6,815,926
有 価 証 券 利 息・配 当 金	262,932,516
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	6,786,542
損 害 金	20,877,663
事 務 补 助 金	705,313,986
責 任 共 有 負 担 金	459,451,000
雜 収 入	60,859,287
経 常 支 出	3,534,975,441
業 務 費	1,167,509,903
役 職 員 給 与	610,095,241
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	56,652,442
そ の 他 人 件 費	106,922,530
旅 費	5,785,620
事 務 費	145,418,893
賃 借 料	61,129,588
動 産・不 動 産 償 却	60,572,933
信 用 調 査 費	2,564,290
債 権 管 理 費	75,343,022
指 導 普 及 費	17,583,466
負 担 金	25,441,878
借 入 金 利 息	0
信 用 保 險 料	2,226,930,546
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	131,343,504
雜 支 出	9,191,488
経 常 収 支 差 額	1,798,671,190
経 常 外 収 入	6,146,184,954
償 却 求 償 権 回 収 金	269,850,497
責 任 準 備 金 戻 入	3,236,111,220
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	273,429,009
求 償 権 補 てん 金 戻 入	2,358,228,146
保 險 金	2,121,134,636
損 失 補 償 補 てん 金	237,093,510
補 助 金	0
そ の 他 収 入	8,566,082
経 常 外 支 出	6,149,963,686
求 償 権 償 却	2,969,914,271
譲 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雜 勘 定 償 却	8,303,420
退 職 金	70,385
責 任 準 備 金 繰 入	2,930,775,524
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	239,569,909
そ の 他 支 出	1,330,177
経 常 外 収 支 差 額	△ 3,778,732
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	131,300,575
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	1,926,193,033
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	963,000,000
基 本 財 产 繰 入 額	963,193,033

収支計算書の用語解説



貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位:円)

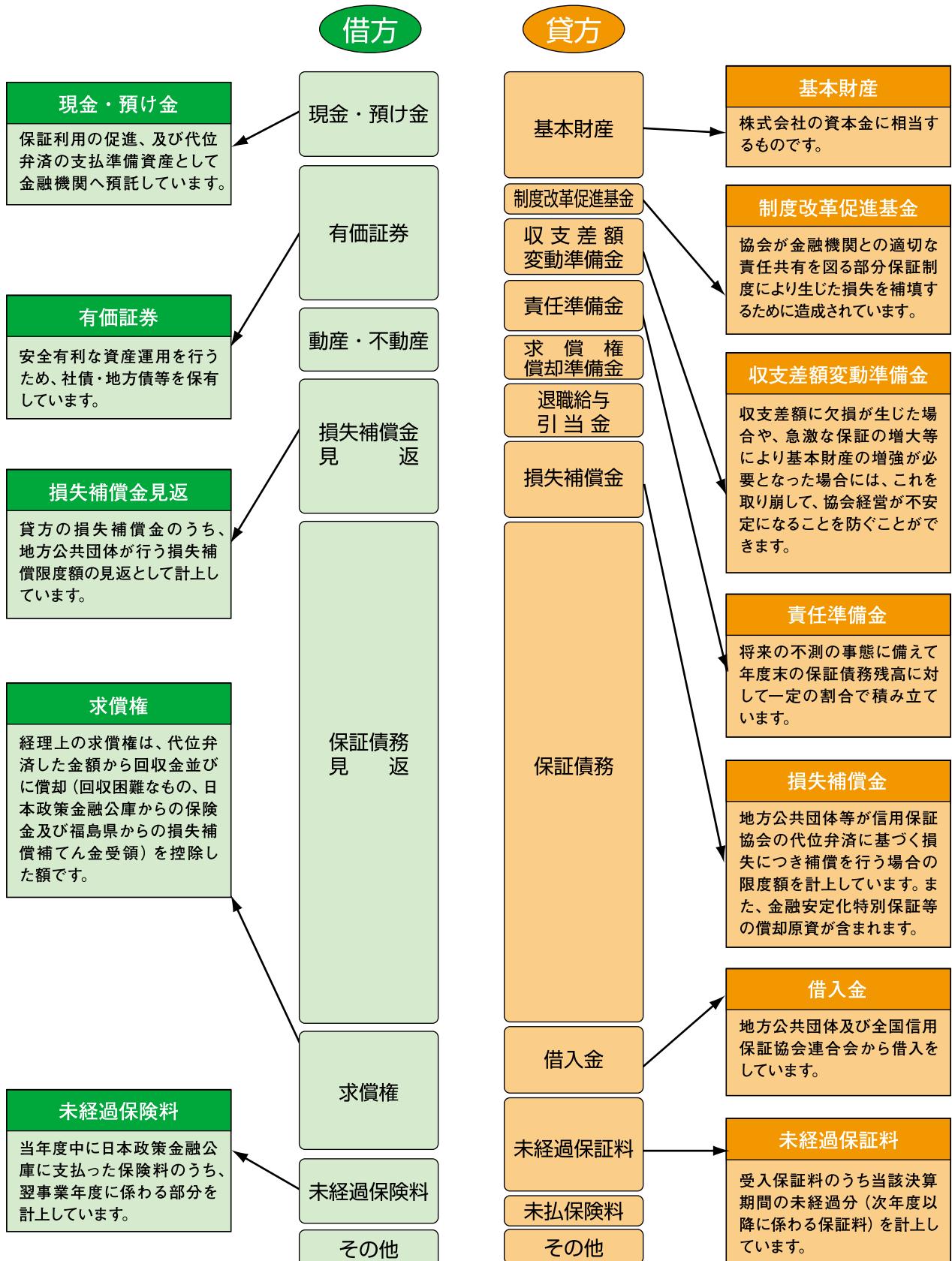
借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 現 金	100,000	基 本 財 産	19,872,161,897
小 切 手	100,000	基 金 準 備 金	6,293,695,500
預 け 金	0	制 度 改 革 促 進 基 金	13,578,466,397
当 座 預 金	12,089,224,321	収 支 差 額 变 動 準 備 金	358,111,710
普 通 通 知 期 定 便	393,530,163	責 任 準 備 金	3,891,335,459
郵 便 貯 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	2,930,775,524
金 有 国 地 方 社 株 受 益 そ の 他 新 株 再 生 動 事 事 所 損 保 求 讓 雜	11,687,517,285 8,176,873 0 28,593,450,000 0 23,792,450,000 4,800,000,000 1,000,000 0 3,475,218 0 3,475,218 988,181,817 880,746,814 107,435,003 0 3,883,879,921 473,176,098,585 932,682,856 0 1,252,274,825 91,497,253 2,700,000 116,790,200 13,170,000 4,190,170 45,849,315 978,077,887	退 職 給 与 引 当 金	239,569,909
不 動 產 · 事 用 不 動 產	4,600,000,000	損 失 补 償 换 入 金	901,192,632
動 產 · 不 動 產	0	長 期 借 入 金	3,883,879,921
事 用 動 產	0	(うち日本政策金融公庫分)	473,176,098,585
所 有 動 產 · 不 動 產	0	短 期 借 入 金	0
損 失 补 償 金 見 返	4,600,000,000	収 支 差 額 变 動 準 備 金 造成 資 金	0
保 証 債 務 見 返	11,066,241,906	雜 勘 定	0
求 償 権	0	仮 受	231,264,190
讓 渡 債 權	0	保 險 納 付 金	150,084,965
雜 勘 定	1,252,274,825	損 失 补 償 納 付 金	11,360,085
仮 払 金	91,497,253	未 經 過 保 証 料	10,668,042,130
保 証 金	2,700,000	未 払 保 險 料	3,940,498
厚 生 基 金	116,790,200	未 払 費 用	1,550,038
連 合 会 出 資 金	13,170,000		
連 合 会 勘 定	4,190,170		
未 収 利 息	45,849,315		
未 經 過 保 險 料	978,077,887		
合 計	520,919,367,543	合 計	520,919,367,543

財産目録 (平成25年3月31日現在)

(単位:円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	100,000	責 任 準 備 金	2,930,775,524
預 け 金	12,089,224,321	求 償 権 償 却 準 備 金	239,569,909
金 有 国 地 方 社 株 受 益 そ の 他 新 株 再 生 動 事 事 所 損 保 求 讓 雜	0 28,593,450,000 3,475,218 988,181,817 880,746,814 107,435,003 0 3,883,879,921 473,176,098,585 932,682,856 0 1,252,274,825 91,497,253 2,700,000 116,790,200 13,170,000 4,190,170 45,849,315 978,077,887	退 職 給 与 引 当 金	901,192,632
不 動 產 · 事 用 不 動 產	0	損 失 补 償 换 入 金	3,883,879,921
動 產 · 不 動 產	0	長 期 借 入 金	473,176,098,585
事 用 動 產	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
所 有 動 產 · 不 動 產	0	短 期 借 入 金	0
損 失 补 償 金 見 返	4,600,000,000	収 支 差 額 变 動 準 備 金 造成 資 金	0
保 証 債 務 見 返	11,066,241,906	雜 勘 定	0
求 償 権	0	仮 受	231,264,190
讓 渡 債 權	0	保 險 納 付 金	150,084,965
雜 勘 定	1,252,274,825	損 失 补 償 納 付 金	11,360,085
仮 払 金	91,497,253	未 經 過 保 証 料	10,668,042,130
保 証 金	2,700,000	未 扟 保 險 料	3,940,498
厚 生 基 金	116,790,200	未 扟 費 用	1,550,038
連 合 会 出 資 金	13,170,000		
連 合 会 勘 定	4,190,170		
未 収 利 息	45,849,315		
未 經 過 保 險 料	978,077,887		
合 計	520,919,367,543	合 計	496,797,758,477
		正 味 財 产	24,121,609,066

貸借対照表の用語解説





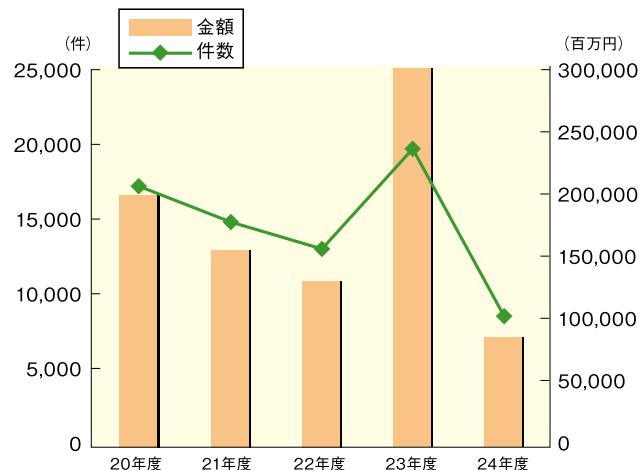
III. 信用保証の動向

1 主要業務数値（5年間の推移）

保証承諾

(単位:百万円、%)

	保証承諾		
	件数	金額	前年度比
20年度	17,264	200,838	137.8
21年度	14,800	155,794	77.6
22年度	12,563	130,114	83.5
23年度	19,728	301,248	231.5
24年度	8,438	84,138	27.9



保証債務残高

(単位:百万円、%)

	保証債務残高		
	件数	金額	前年度比
20年度	43,222	343,229	115.7
21年度	43,894	358,149	104.3
22年度	42,122	342,992	95.8
23年度	51,389	522,750	152.4
24年度	49,606	473,176	90.5



代位弁済

(単位:百万円、%)

	代位弁済		
	件数	金額	前年度比
20年度	1,233	9,619	128.5
21年度	1,117	8,462	88.0
22年度	842	7,586	89.6
23年度	556	4,700	62.0
24年度	362	3,418	72.7

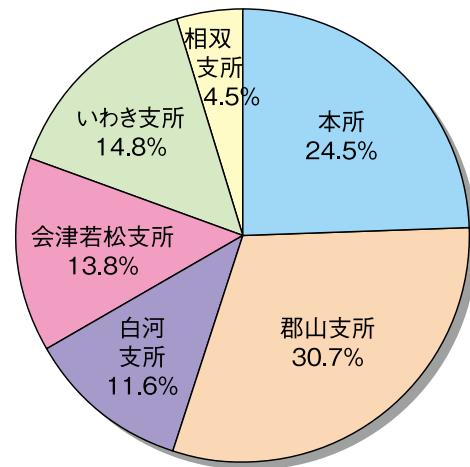


2 項目別保証の動向(24年度)

本所・支所別保証承諾

(単位:百万円)

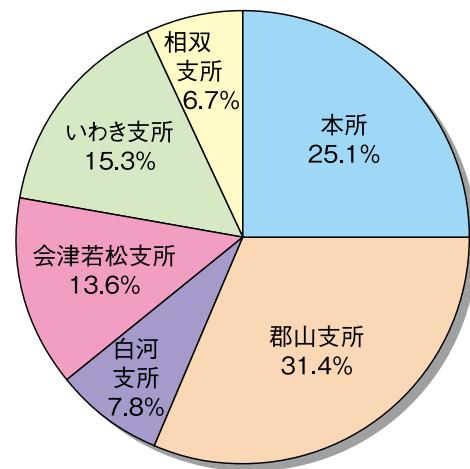
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
本 所	2,162	20,652	24.5	27.7
郡 山 支 所	2,642	25,840	30.7	24.8
白 河 支 所	937	9,758	11.6	38.5
会津若松支所	1,337	11,640	13.8	31.9
いわき支所	1,114	12,455	14.8	28.4
相 双 支 所	246	3,793	4.5	22.4
合 計	8,438	84,138	100.0	27.9



本所・支所別保証債務残高

(単位:百万円)

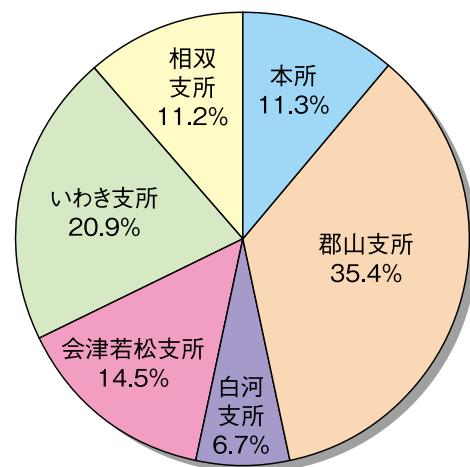
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
本 所	12,641	118,791	25.1	89.8
郡 山 支 所	14,643	148,600	31.4	91.4
白 河 支 所	3,684	36,989	7.8	98.2
会津若松支所	7,978	64,345	13.6	90.7
いわき支所	7,753	72,534	15.3	89.1
相 双 支 所	2,907	31,917	6.7	84.4
合 計	49,606	473,176	100.0	90.5



本所・支所別代位弁済

(単位:百万円)

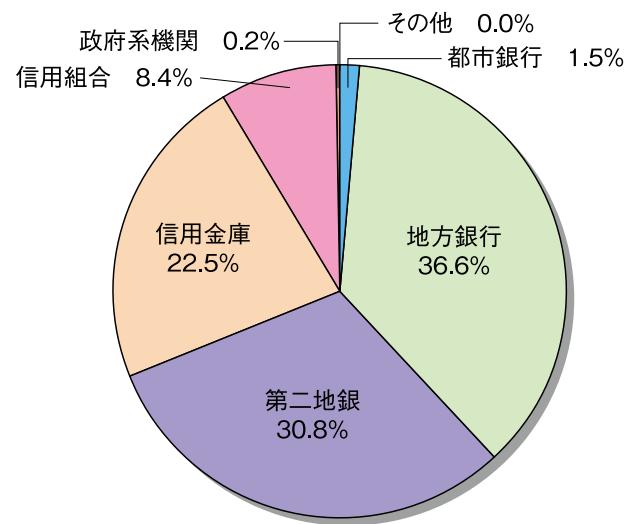
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
本 所	46	387	11.3	33.6
郡 山 支 所	92	1,212	35.4	80.1
白 河 支 所	9	230	6.7	43.7
会津若松支所	77	494	14.5	67.2
いわき支所	79	714	20.9	135.7
相 双 支 所	59	381	11.2	154.4
合 計	362	3,418	100.0	72.7



金融機関群別保証承諾

(単位:百万円)

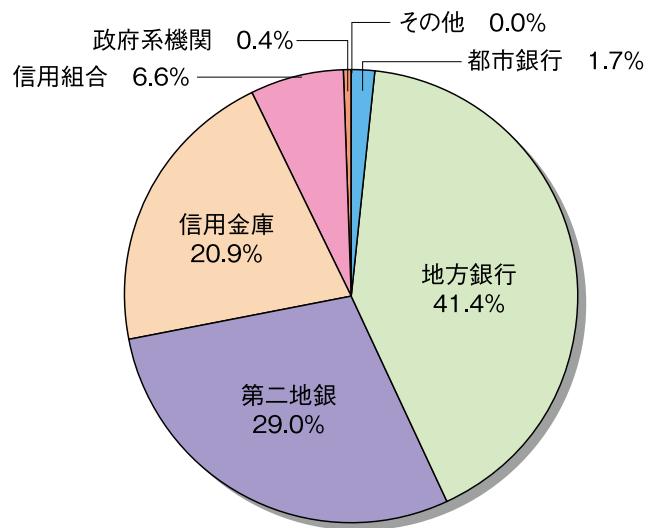
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
都市銀行	41	1,256	1.5	33.9
地方銀行	2,201	30,793	36.6	23.4
第二地銀	2,508	25,938	30.8	30.8
信用金庫	2,194	18,930	22.5	32.0
信用組合	1,483	7,068	8.4	32.5
政府系機関	11	153	0.2	15.6
その他	—	—	—	—
合計	8,438	84,138	100.0	27.9



金融機関群別保証債務残高

(単位:百万円)

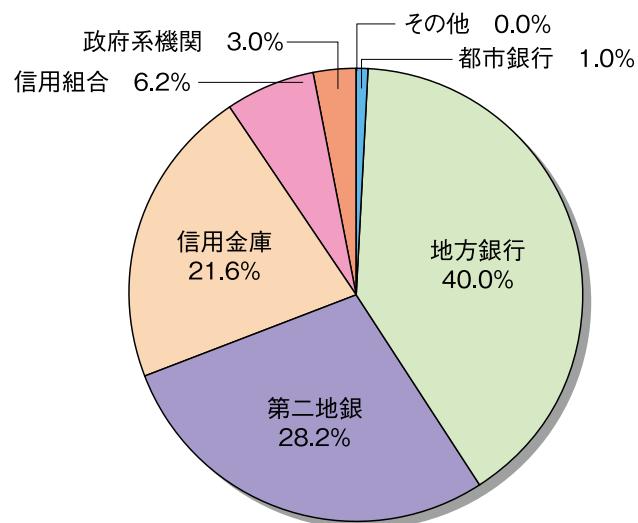
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
都市銀行	328	7,850	1.7	91.0
地方銀行	15,707	195,880	41.4	87.9
第二地銀	14,533	137,011	29.0	91.7
信用金庫	12,928	98,977	20.9	93.0
信用組合	5,995	31,345	6.6	94.8
政府系機関	115	2,113	0.4	87.0
その他	—	—	—	—
合計	49,606	473,176	100.0	90.5



金融機関群別代位弁済

(単位:百万円)

区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
都市銀行	2	34	1.0	36.7
地方銀行	112	1,368	40.0	92.8
第二地銀	107	963	28.2	61.2
信用金庫	95	739	21.6	61.1
信用組合	39	212	6.2	78.7
政府系機関	7	102	3.0	128.2
その他	—	—	—	—
合計	362	3,418	100.0	72.7



業種別保証承諾

(単位:百万円)

区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
食料品工業	172	2,526	3.0	21.7
機械工業	194	2,914	3.5	29.5
金属工業	159	1,684	2.0	18.2
電気機器工業	112	1,665	2.0	24.1
その他製造業	595	5,329	6.3	22.9
製造業計	1,232	14,118	16.8	23.2
建設業	2,836	26,719	31.8	37.3
卸売業	862	11,059	13.1	23.3
小売業	1,310	9,608	11.4	24.0
運送・倉庫業	343	4,949	5.9	24.4
サービス業	1,232	12,125	14.4	28.6
その他非製造業	623	5,560	6.6	30.2
非製造業計	7,206	70,020	83.2	29.1
合計	8,438	84,138	100.0	27.9

業種別保証債務残高

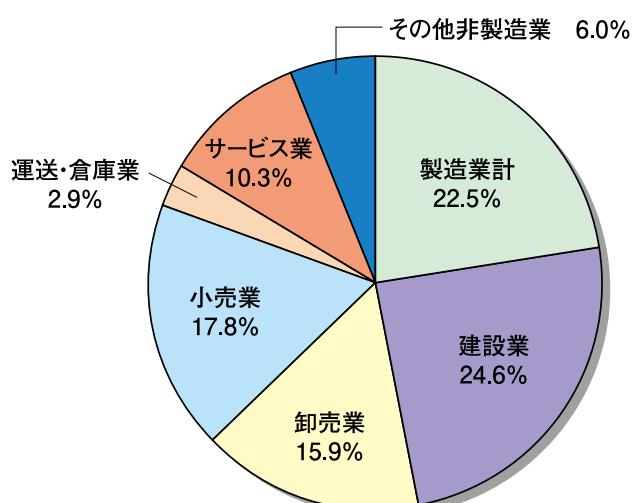
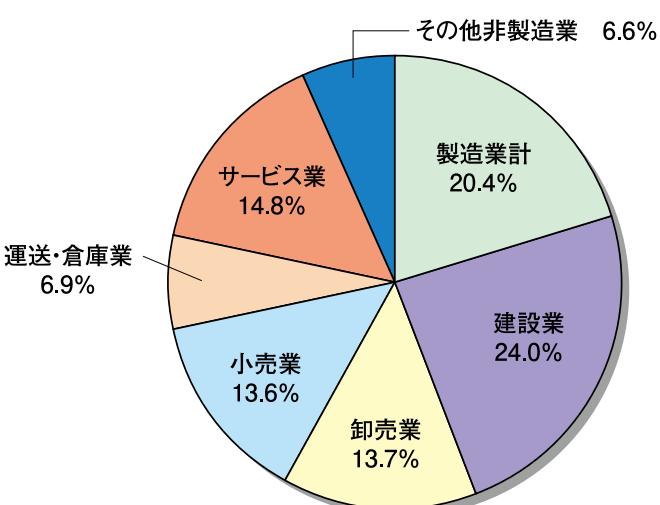
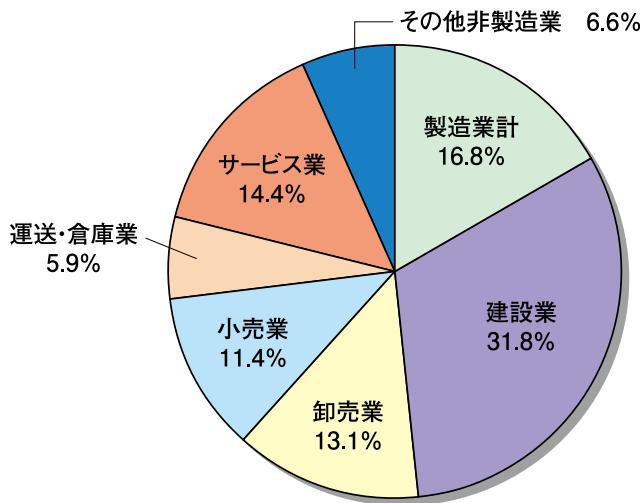
(単位:百万円)

区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
食料品工業	1,294	16,342	3.5	89.8
機械工業	1,233	15,655	3.3	90.1
金属工業	1,132	14,780	3.1	91.1
電気機器工業	823	11,308	2.4	90.2
その他製造業	4,234	38,377	8.1	88.0
製造業計	8,716	96,462	20.4	89.4
建設業	13,076	113,329	24.0	90.7
卸売業	5,376	64,962	13.7	88.2
小売業	8,392	64,506	13.6	90.3
運送・倉庫業	2,398	32,682	6.9	91.5
サービス業	7,649	70,050	14.8	92.5
その他非製造業	3,999	31,186	6.6	93.5
非製造業計	40,890	376,715	79.6	90.8
合計	49,606	473,116	100.0	90.5

業種別代位弁済

(単位:百万円)

区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
食料品工業	17	98	2.9	99.1
機械工業	24	356	10.4	2,003.1
金属工業	1	17	0.5	4.6
電気機器工業	9	83	2.4	28.2
その他製造業	27	215	6.3	54.6
製造業計	78	769	22.5	66.2
建設業	79	840	24.6	70.9
卸売業	66	545	15.9	86.6
小売業	56	608	17.8	103.7
運送・倉庫業	17	98	2.9	29.4
サービス業	36	353	10.3	69.9
その他非製造業	30	205	6.0	68.6
非製造業計	284	2,649	77.5	74.9
合計	362	3,418	100.0	72.7





IV. 経営計画について

第三次中期事業計画（平成24年度～平成26年度）

福島県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、県内経済動向に的確に対応し、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成24年度から26年度までの3ヵ年間における業務上の基本方針として以下に掲げる項目を重点項目とし、中小企業者の資金調達の円滑化に向けて積極的に取り組むこととします。

① 東日本大震災及び原子力災害への対応

- ① 経営環境が厳しい状況下において、復旧・復興に向けて努力する中小企業に対して資金繰りの円滑化を図るため、被災地域の実態に応じて積極的かつ柔軟な取扱いを行ない、復興支援に努めます。
- ② 国及び県・市町村の各種保証制度を利用した資金調達について、きめ細やかな相談を行ない、迅速かつ的確な保証を行ないます。
- ③ 今後、代位弁済の増加が予想されることから、協会の財務体質の強化に取り組みます。

② 中小企業者のニーズに応じた保証の促進

- ① 中小企業者の実情に即した国及び県・市町村の保証制度の利用拡大に向け、引き続き積極的かつ柔軟性を持った取り組みを行ないます。
- ② 県内産業の復興及び発展に貢献するため中小企業者の多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応します。
- ③ 中小企業の良きパートナーとして「顔の見える協会」を目指すため、直接訪問し状況把握に努め、実情に応じた保証制度の紹介や経営診断システム(MSS)を利用した経営の効率化等のアドバイスを行ない、積極的に復興へのサポートをします。
- ④ 新たに創業する中小企業者や新分野に進出する中小企業者に対し積極的に支援します。

③ 経営支援・再生支援の充実

- ① 東日本大震災や原子力災害により被災した中小企業者の復旧・復興に向けて、中小企業診断士の資格のある当協会職員を活用して、経営・金融相談を行います。
- ② 東日本大震災や原子力災害により甚大な被害を受けた中小企業者の再生を図るため、「福島県中小企業再生支援協議会」、「福島県産業復興相談センター・福島産業復興機構」、「東日本大震災事業者再生支援機構」、及び金融機関と連携し、二重債務問題の解決に取り組みます。
- ③ うつくしま未来ファンドの活用などによる再生支援を行います。
- ④ 期中支援の充実・強化のため、事業継続、発展に取り組む中小企業者に対し、関係機関連携のもとに、一体的な金融支援及び経営支援の取り組みにより、中小企業者の質的向上を支援します。

④ 適切な求償権の管理

- ① 東日本大震災や原子力災害の被災者については実態把握に努め、被災者の状況に応じた柔軟な回収策を講じます。
- ② 第三者保証人のいない求償権や無担保求償権の増加により回収環境は厳しいが、回収額の最大化を図るために期中管理の情報を共有し、代位弁済後速やかに的確な回収方針を決定、早期着手を行います。
- ③ 保証協会債権回収株を十分に活用し迅速かつ効率的な対応により回収促進を図ります。

⑤ ガバナンスの強化

- ① 中小企業金融に占める保証協会の役割に大きな期待が寄せられる中、役職員が倫理憲章等を共有しつつ行動し、法令等の遵守に継続して努め、揺るぎない信頼の確立のため「信頼される協会」を目指します。
- ② 個人情報保護法への対応について、継続して態勢の検証及び改善に取り組み、情報管理の適正化に努めます。
- ③ 協会に求められる多様なニーズに的確に応えられる職員を育成するため、資質の向上に向けた研修を計画的に実施するとともに、中小企業診断士の養成に努めます。

平成25年度経営計画

① 業務環境

県内の景気は、海外経済の減速等の影響や工コカ一補助金終了の影響から、製造業の生産活動が減少しているものの、東日本大震災の復旧関連投資の増加を背景に、緩やかな持ち直しが続いている。

生産活動では電子部品等の国内外の需要の減少から減産となっているが、個人消費は飲食料品関係が堅調に推移しており、住宅投資は被災住宅等のリフォーム・貸家部門で増加しています。公共投資は除染事業や震災復旧工事により高い水準で推移している状況にあります。雇用動向では有効求人倍率が6月以降1倍を超える水準となっており、総じて県内景気は回復基調にあります。

② 業務運営方針

当協会は東日本大震災及び原子力災害、並びに豪雨災害により被災した中小企業の復旧、復興を図ることを最優先として取組んできました。しかしながら、東日本大震災及び原子力災害による影響は大きく、復旧、復興には時間を要する状況にあるため、国及び県の復興施策に呼応した素早い対応に努め、本年度も引き続き復興支援を重点とした業務方針とします。

このため、業務運営をより効率的に行い、かつ「信頼される協会、顔の見える協会」を目指すため、平成25年4月に組織改正を行い、各部門において実効性のある取組みを行っていきます。

「保証部門」については、金融機関・商工会議所等の関係機関とのより一層の連携強化に取組み、各種政策保証制度の推進により、中小企業の金融の円滑化を図ります。特に被災中小企業に対しては、震災関連の制度資金を活用した柔軟かつ積極的な保証に努めます。また、地域に密着した保証を推進するため企業訪問を積極的に行い、的確なアドバイスやニーズに応じた保証に努めます。さらに、「中小企業金融円滑化法」の終了に伴う対策として創設された「経営力強化保証制度」を活用し中小企業が作成する事業計画に基き、金融と経営の両面からの支援を積極的に行います。「経営支援部門」については、経営相談及び期中支援・再生支援・連携支援をさらに推進するため、現在の「経営相談課」を「経営支援室」に格上げするなど組織を強化します。特に経営相談・期中支援では各地区での経営相談会等を開催するとともに、重点支援先フォローアップや返済緩和等の条件変更の弾力的な取組みを行います。また、再生支援では「福島県中小企業再生支援協議会」等と連携を密にし、債権譲渡や債権放棄による中小企業の再生を支援、さらに連携支援では、「福島県中小企業支援ネットワーク会議」の運営を通じ地域金融の目線を揃え、経営改善や再生を促す環境の整備に努め、経営支援を推し進めます。「回収部門」については、本年度は東日本大震災の影響等から、代位弁済の増加が懸念されるが、被災者の実情を考慮しつつ、迅速かつ効率的な回収に努めます。

③ 重点課題の取組み

【保証部門】

(1) 復旧・復興への支援

復旧・復興に向け努力している中小企業を支援するため、各種補助金制度や関係機関の支援策と政策保証等を活用し、個々の企業に実情にあつた最善の支援を考え、単なる金融支援に止まらない経営全般の改善に向けた、親身な対応、適切なアドバイス、迅速な処理に努め、中小企業の維持・発展を図ります。

(2) 政策保証制度の推進

国の施策による各種特別保証については、中小企業の実情に即した保証の推進を図ります。

県・市町村の各種保証制度は、比較的手続きが簡単で保証料や金利等にメリットある資金として推進を図ります。

(3) 経営力強化保証制度の推進

金融と経営支援の一体的取組を推進し、中小企業の経営力の強化を図るため、本制度を推進します。

(4) 金融機関提携保証の推進

スピーディーな対応ができ、金融機関からも好評な「特別追認保証」の利用を推進します。

(5) 経営実態に応じた保証の推進

CRDを活用した「審査支援システム」の運用により審査の効率化と平準化を図り、適正な保証推進に努めるとともに個々の経営実態に応じた提案型の保証を推進します。

(6) 地域に密着した保証の推進

中小企業の立場に立ち、個々の実情に応じて実地調査、面談、相談窓口等による「接点」を増やすことで、企業の満足感、納得感の向上に努めます。

(7) 利用企業の拡大

創業・新分野進出を積極的に支援するとともに、新規保証を推進し、保証利用企業者数の拡大を図る。

なお、「経営支援室」において創業者等に対する経営相談会を各地区において開催します。

【経営相談部門】

(1) 経営・金融相談体制の充実・強化

各窓口に経営支援担当者を配し、親身な相談が可能となる体制を整え、経営・金融相談の拡充・強化に取組みます。

また経営支援としての経営相談会を各地区において開催します。さらに東日本大震災や原子力災害の被災中小企業者に対する支援強化として、新たに「経営支援室」に浜通り地区専任担当者を配し、積極的に経営支援に取組みます。

(2) 期中支援の強化

従来からの大口先フォローアップに加え、重点支援先として協会利用率の高い保証先への企業訪問を積極的に実施し、その企業の強み・弱みを把握し、MSS簡易診断などの経営情報の提供や関係機関との連携支援により、経営力向上を図ります。また、セーフティネット保証や東日本大震災復興緊急特例保証等の利用先に対するモニタリングを継続実施するとともに、「中小企業金融円滑化法」終了に伴う同法適用の条件変更先や延滞先には、引き続き弾力的な対応を行い、経営改善への取組みを支援します。

なお、法的整理などによる調整不能先については、速やかな代位弁済に努めます。

(3) 再生支援の強化

1) 東日本大震災や原子力災害により甚大な被害を受けた中小企業の再生を図るため、「福島県中小企業再生支援協議会」、「福島県産業復興相談センター・福島産業復興機構」、「東日本大震災事業者再生支援機構」、及び金融機関と連携し、二重債務問題の解決に取組みます。

2) 「福島県中小企業再生支援協議会」等が関与する保証先の企業再生について、再生可能と判断される場合には、当協会も出資する「うつくしま未来ファンド投資事業有限責任組合」等が債権買取などの手法で行う求償権放棄や不等価譲渡の要請に応え、企業再生に積極的に取組みます。

また、中小企業診断士の資格を有している当協会職員を積極的に活用し、求償権消滅保証のための再生計画の策定支援や、その後のモニタリングを実施します。

(4) 連携支援の強化

中小企業支援機関(商工会議所・商工会等)や中小企業診断士協会、税理士会等の専門機関や「福島県中小企業支援ネットワーク会議」等との連携を図るとともに、個別事業者を支援する枠組みを活用しながら中小企業の経営力向上に取組みます。

【回収部門】**(1) 早期回収の着手**

代位弁済後の初動調査を充実させ、債務者、保証人の実態を的確に把握し、回収手段、実施時期等について「管理統括課」においても充分検討した上で、早期着手とその後の進行管理に努め回収の向上を図ります。

(2) 回収目標額の設定及び管理

営業店・支店別に回収目標額を設定のうえ、年度当初に「管理統括課」と各店担当者及びサービスナーの合同会議を開催し、問題点の共有と回収方針の打合せを行います。また、その後に管理統括課担当者が営業店・支店に出向き、回収方針の進捗状況の確認とその後発生した問題点の協議を行い、回収戦略の徹底を図ります。

(3) 無担保求償権の回収促進

無担保求償権及び実質無担保求償権についてサービスナーに積極的に委託し、定期的な会議やヒアリング等を通じ相互協力により回収促進を図ります。

(4) 不動産担保のある求償権の回収促進

不動産担保のある求償権については、的確な時期、適切な処分方法を検討しながら、効率的な回収促進に努めます。

【コンプライアンス部門】**(1) 法令等遵守の推進**

- 1) コンプライアンス・プログラムを制定し、法令等遵守を継続して推進します。
- 2) 法令等の遵守状況と個人情報保護法の対応について、引き続き検証を行ない改善に取組みます。
- 3) コンプライアンスの行動、浸透状況についての確認を行い、更なる職員認識の向上に取組みます。
- 4) コンプライアンス事例を会議・研修会等でフィードバックし、再発防止に努めます。
- 5) 階層別、職能別によるコンプライアンス研修を実施し、知識習得に取組みます。
- 6) 内部検査を実施し、不正過誤の防止に努めます。

【その他間接部門】**(1) 組織改正の検証**

「経営相談課」から「経営支援室」への格上げ、総務部門、企画部門、保証部門、及び管理部門をそれぞれ統合するなど、本部機構を大幅に改正したことにより、「検証委員会」を設けて改正の効果を十分検証していきます。

加えて組織改正の中で「基礎的施策」として決定した次の施策の実施状況を検証していきます。

- 1) 職員の複数業務の担当
- 2) 作業マニュアルの義務化
- 3) 提案制度の見直し
- 4) 文書管理システムの整備

(2) 人材の育成

中小企業診断士について、現在5名を有するが、更に1名を中小企業大学校の養成課程に入れ今秋の資格取得を目指します。今後10名程度を目指し、資格取得に向けて全面的にバックアップしていきます。

また、保証業務、管理業務及び経営支援業務に関する内外の研修に職員を積極的に参加させ、常に複数業務に精通する人材の育成に心掛けていきます。

(3) 財政基盤の強化

費用対効果を念頭に置いて、経費削減に努力するとともに、国及び福島県等に対して、補助金等の増額や損失補償制度の充実などの財政支援について継続して要望していきます。

(4) 広報活動の充実

復興支援、経営支援をはじめ協会における重点取組みや現状を、ホームページや月報等を通じ積極的に広報し、顔の見える協会の具現化を図ります。

(5) 「会津支店」の新築移転

現在の「会津支店」は手狭で老朽化しており、加えて維持コストが嵩んでいることから、平成24年7月に会津若松市内に建設用地を確保しており、平成25年10月頃までに竣工させ、スムーズな移転を目指します。

(6) 共同化システムの安定稼動とシステム開発の円滑な対応

現行システムの信頼性確保と安定稼動に向け、システム開発の依頼先並びに同一ユーザー協会との情報の共有化を図り、システムの円滑な運用に努めます。

(7) 次期システムの検討及びリース期間満了に伴う機種の入替え

東北各協会と連携して次期システムの検討のため、他の共同システム利用協会の情報収集に努めます。また、端末機リース期間満了に伴い動作環境(OS)をバージョンアップし端末の入替えを行います。

(8) 被災によるシステム障害に備えてのネットワーク構築

本店被災時のサーバ二重化、本店回線不通時の回線二重化を検討します。

④ 事業計画

平成25年度の保証承諾等の主要業務数値計画は以下のとおりです。

(単位:百万円、%)

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	120,000	80.0
保証債務残高	450,000	90.0
代位弁済	8,000	100.0
実際回収	1,500	107.1

※実際回収とは、元金及び損害金の回収をいいます。



平成24年度経営計画の業務実績評価報告

福島県信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき運営されている公的機関として、「信用保証」機能を通じ中小企業金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する役割を担っています。

今般、平成24年度経営計画の業務実績についての評価を行うにあたっては、特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災並びに原子力災害から2年目になりますので、「復興支援の取り組みについて」並びに、従前からの視点である「効果的・効率的な役割の実現」の二つの視点から実施し、後藤康夫福島大学教授、尾形克彦公認会計士、初澤敏生福島大学教授により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえて、次のとおり評価報告書を作成しましたので、ここに公表いたします。

重点課題への取り組み

平成24年度の重点課題として掲げた項目への取り組み状況は、以下のとおりです。

① 保証部門

(1) 復興を重視した保証の推進

復興に向け努力している中小企業者を支援するため、親身で柔軟な保証に努めましたが、平成24年度の保証承諾は、8,438件、84,138百万円（前年比件数42.8%、金額27.9%）と非常に低調でありました。

これは、ア. 平成23年度（保証承諾件数19,728件、金額301,248百万円）の積極的・柔軟な保証承諾により、既に充分な資金供給がなされたこと。イ. 原発事故等により多大な損害を被っている一方、東京電力からの賠償金等の入金があり、当座の資金は確保されたこと。ウ. 県等の補助金及び関連融資制度の充実により、主に設備資金関係の資金調達環境が良化したこと。等によって企業の資金繰り状況は落ち着いていることが要因と考えられます。

(2) 政策保証制度の推進

国の施策による各種特別保証制度については、中小企業の実情に即した保証の推進を図りましたが、「災害関係特例保険」及び「東日本大震災復興緊急特例保険」に係る保証承諾は、1,856件、21,283百万円（前年比件数16.9%、金額11.0%）に止まり、「経営安定関連特例保険（セーフティネット保証）」に係る保証承諾においても、196件、3,227百万円（前年比件数26.2%、金額30.7%）と非常に低調でありました。

10月1日に創設された「経営力強化保証」については、8件、157百万円の実績を計上できました。

県制度資金に係る保証承諾についても、3,681件、32,889百万円（前年比件数25.0%、金額13.3%）と前年度の大幅な伸びの反動もあって低調でしたが、市町村制度資金に係る保証承諾については、985件、7,530百万円（86.9%、金額80.9%）となり、比較的手続きが簡単で保証料や金利等にメリットがあることから他の制度資金との比較では減少幅が小さくなりました。

(3) 創業者支援及び新分野進出支援

創業者支援、新分野進出支援には積極的に臨む方針で取り組んだ結果、県制度資金の「起業家支援保証」の保証承諾実績においても56件、353百万円（前年比件数94.9%、金額100.3%）となりました。

これは、県内においては依然として原発事故の影響による風評被害等が続いており、創業や新分野進出の事業環境としては厳しいことが要因と考えられます。

(4) 地域に密着した保証の推進

企業を訪問し、経営状況を把握するとともに、実情に応じた保証の提案や「MSS」を活用した経営効率化等のアドバイスを行い、効果的な保証の推進に取り組んだ結果、年間訪問先の目標数450件に対し、審査部門322件、経営相談部門264件、調整部門8件の計594企業を訪問し、計画比132%の実績を残すことができました。

全体的に、訪問先からは好意的に受け入れられ、地域に密着した保証の推進に役立ったものと考えます。また、訪問した職員の見聞も広がり資質の向上につながりました。

(5) 借換保証の推進

保証利用口の多い中小企業者に対し、金融相談や保証申込みに際し、「借換保証制度」を利用した借換を勧め、返済額の軽減を図るなど企業にメリットのある保証を推進した結果、保証承諾実績は502件、金額6,863百万円（前年比件数96.7%、金額91.4%）に止まりましたが、全体の保証承諾額の減少に比べその減少幅は小さになりました。

保証申込みが低調な中にはあっても、県内企業の厳しい事業環境から、返済額軽減等の需要は引き続きあったことが要因と考えられます。

(6) 金融機関提携保証の推進

迅速・簡単な「特別追認保証」の利用を推進した結果、保証承諾は、2,468件、金額25,551百万円(前年比件数127.0%、金額139.7%)となり、比較的好調でありました。「特別追認保証」は、金融機関にとって非常に利用しやすく、迅速に対応できるといったメリットが大きいものと判断しております。

(7) 再生支援への対応

二重債務問題に対し、福島産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構への債権譲渡を伴う支援先に対し、再生に必要な資金については金融機関と連携し、迅速に信用保証支援に繋げました。

債権譲渡による支援先は14先であり、うち、新たな資金支援先は4先となりました。

(8) 返済方法等の条件変更への積極的対応

金融円滑化法最終年度として、条件変更対応先のうちから、返済条件緩和実施し、かつ23年度中に新たに保証承諾した先で24年度中に第一回返済開始又は期限到来する先270先を抽出し、経営改善計画策定の確認を実施し、未作成先29先について、取引金融機関に対し引き続き策定支援を依頼しました。

条件変更承諾は、6,867件、77,065百万円(前年比件数78.4%、金額85.8%)と減少しました。うち、期間延長と返済額の軽減の合計では、件数5,672件となり、全体の82.6%(前年比74.6%)を占めています。

(9) 利用企業の拡大

今年度も「新規企業キャンペーン」を実施し利用企業の拡大に努めた結果、1,223企業の新規利用がありました。代位弁済先企業も含め減少企業が1,411企業あり、結果として、利用企業者数は、20,624企業となり、前年に比べて188企業減少し、協会利用率も28.9%(前年29.1%)となりました。

(10) 保証協会団体信用生命保険制度の普及促進

プラスワン・サービスとして平成22年度より団体信用生命保険制度の取り扱いを始めました。年度末の加入累計は1,355件、11,732百万円(1件当たりの平均加入残高866万円)となり保証債務残高に対する加入率は、件数で2.73%(全国4.89%)、金額で2.48%(全国4.74%)を占めることとなりました。

なお、平成24年度中の保険金支払いは、3件、2,429万円となりました。

② 経営相談部門

(1) 東日本大震災や原子力災害の被災事業者に対する支援の強化

二重ローン対策として、福島県産業復興相談センター・福島産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取要請に対し、14先について債権譲渡支援実行しました。取下げ先は6先、相談継続先は14先となっております。

また、個人版私的整理ガイドラインに基づく支援として、1先について実行しました。

支援要請に対しては、金融機関と連携し迅速・適切な支援に努めました。

(2) 経営・金融相談体制の充実強化

窓口に経営相談担当者10名を配置し、相談企業数は276先(前年比373%)、相談件数は364件(前年比409%)の実績となりました。

特に今年度は、重点として企業訪問を実施し、264企業訪問しました。条件変更先訪問目標135先に対し72先の実績(達成率53.3%)、MSS提供は目標200先に対し271先(達成率135.5%)となりました。

(3) 経営支援の強化

中小企業診断士資格を有する経営相談課職員と窓口職員が金融機関と連携し、1企業訪問し簡易診断に応じました。

大口フォローアップシート作成については上期283先目標に対し160先(56.5%)、下期88先目標に対し34先(38.6%)の作成実績となりました。

更に、そのうち13先について直接訪問し実態把握に努めました。

(4) 再生支援の強化

金額30百万円以上で延滞1、2回先について毎月リストアップし窓口の重点支援先として活用させました。

「福島県中小企業再生支援協議会」と定期的に情報交換会を開催し連携に努めました。バンクミーティング出席は11企業に対し14回出席しました。再生計画同意に至った企業は、実質求償権放棄の伴う案件1企業、リスク対応案件5企業でありました。なお4企業が引き続き再生計画の策定支援中であります。

中小企業金融円滑化法の終了を見据え、4月に公表された中小企業の経営支援のための政策パッケージにおいて、各地域における中小企業の経営改善支援を実効あるものとするため各県毎に「中小企業支援ネットワーク」を構築することが示されました。これを受け中小企業の経営改善や再生を促す環境を整備することを目的として平成24年9月に「福島県中小企業支援ネットワーク会議」を福島県と共同して事務局を担い24機関の構成員で構築し、2回の会議を開催し、経営改善や再生の目線合わせに努めました。

又、当協会が出資する「うつくしま未来ファンド投資事業有限責任組合」において1件の債権買取を実施しました。

求償権消滅保証先に対するモニタリングは2企業に4回実施しました。

③ 期中管理部門

(1) 期中管理の充実・強化

大口保証先のフォローアップとして、上期及び下期の2回、大口保証先(保証債務残高80百万円以上)の決算書を金融機関に対し徴求を依頼しました。決算書の徴求を依頼した企業数は上期566先で、徴求できた先は370先(徴求割合65.4%)と下期1,245先で徴求できた先は 803先(徴求割合64.5%)がありました。うち、原子力発電所事故による被災地域や窓口の繁忙状況を勘案した結果、保証申込・受理企業等を除く上期160先、下期34先合計194先に対し決算分析等を実施し実態把握に努め、更に13先を実地訪問し経営力向上への意見交換をしました。また、企業の早期実態把握に努めるため、延滞回数2回及び期限経過2ヵ月以内の延滞管理先について、条件変更による適切な対応に努めた結果、571件、5,726百万円(前年比件数32.9%、金額34.2%)の延滞が解消され、総延滞率を0.7%(前年1.0%)に低下させることができました。

(2) 調整不能先の早期代位弁済

代位弁済の総額は153企業、3,418百万円(前年比企業数62.7%、金額72.7%)となりました。うち、法的整理(破産、民事再生)に基づく代位弁済の総額は36企業、1,726百万円(前年比企業数67.9%、金額145.3%)で、それらの企業の実態把握を行った結果、調整不能先である20企業、1,350百万円(前年比企業数90.9%、金額217.7%)について早期代位弁済を実施しました。

(3) 金融機関との連携

地元3行の本部と上期、下期の2回業務打合せ会議を開催し、被災中小企業に対する対応方針の確認をし、返済緩和に伴う条件変更等弹力的な対応及び支援を要請しました。

また、窓口期中管理担当者が必要に応じ、実際に訪問面接等により現況把握に努め金融機関と連携し情報共有に努めました。

④ 回収部門

(1) 早期回収の着手

回収業務の早期着手の重要性に鑑み、求償権実態調査報告書(代位弁済後3ヵ月間の折衝内容)に基づき回収方針の確認と指導を行い迅速な対応に努めました。当年度代位弁済額は前年度に引き続き大幅減少となりましたが、二重ローンに係る不等価譲渡が開始されたことから、当年度代位弁済からの回収は247百万円(前年比212.5%)、回収率も7.21%となり前年度より4.74ポイント上昇しました。

(2) 回収目標額の設定及び管理

保証課・支所別に回収目標額を設定し管理課と協会窓口担当職員並びにサービスナーとの合同会議を開催、また管理課担当職員が窓口並びにサービスナーへ出向いて、目標額に対する進捗状況管理と回収業務上の問題点の解消に努力した結果、回収計画1,400百万円に対し実績は1,555百万円(前年比122.1%、計画比111.1%)と伸展しました。回収率は元本ベース1.87%(全国平均1.42%)、元損ベース1.95%(全国平均1.47%)となりました。

(3) 無担保求償権の回収促進

無担保求償権や第三者保証人を徴求しない求償権の増加により回収環境が厳しい中、サービスナーの積極的な活用や細やかな折衝に努めた結果、無担保回収額は822百万円(前年比120.4%)となりました。

なお、サービスナーへの委託状況は当年度の代位弁済額が前年比72.4%と大幅に減少したこともあり、114企業(前年比89.1%)、332件(前年比81.2%)、2,691百万円(前年比92.1%)と減少しました。

(4) 不動産担保のある求償権の回収促進

不動産担保のある求償権については適切な方法により不動産の処分に努めました。東日本大震災等により一時低迷していた不動産市場も、当年度に入り復興への期待感による事業用不動産の取得や避難者の住宅の購買意欲が高まり、競売の高値売却が続くなど回復の兆しを見せており、競売・任意売却を合せた不動産処分による回収額は733百万円(前年比124.0%)と増加しました。

⑤ コンプライアンス部門

(1) 法令等遵守の推進

公的保証機関としての社会的責任を果たすため、役職員が倫理憲章等を共有し、法令等を遵守し誠実かつ公正な事業活動を遂行することが必要であるとの認識に基づき、コンプライアンス・マニュアル並びに関連マニュアルの遵守と個人情報保護法への対応として、情報管理、情報漏洩の防止に努めました。

- ・コンプライアンス・プログラムの制定を行い、役職員に周知を図り、委員会、担当者会議、研修会等により法令等の遵守を継続して推進しました。
- ・法令等の遵守と個人情報保護法の対応について、実施状況の検証を行い過誤の防止に努めました。
なお、個人情報の漏洩(誤廃棄)が1件(4企業)発生し、再発防止策に取り組んでいる他、郵便局による誤配達が1件発生したことにより、監督官庁への報告を行いました。
- ・コンプライアンス・チェックシートにより、コンプライアンスの行動、浸透状況についての確認を行い、更なる職員の認識向上に努めました。
- ・コンプライアンス事例を会議等でフィードバックし、引き続き注意の喚起を図り再発防止に努めました。
この結果、保証料誤徴収等の発生はありませんでした。
- ・コンプライアンスについての研修は、外部専門家を講師とする研修会及び階層別、職能別による研修会において実施し、啓蒙を図りました。
- ・内部検査を行い不正過誤の防止に努め、指導した事項については会議でフィードバックし注意の喚起を図りました。

⑥ その他間接部門

(1) 職員の育成

中小企業診断士の育成については、職員1名が中小企業診断士1次試験に合格し、25年3月より中小企業大学校の養成課程に派遣しております。さらに1名が25年8月に1次試験を受験予定であります。また、職員より選考の結果、3月に2名の資格取得希望者を決定し、25年度から通信教育、集合研修を受講させる予定にあります。以上4名が資格を取得すれば、現在の有資格者5名とあわせ診断士は9名となります。

また、再生支援関係の外部研修を4名に受講させ、職員の資質の向上に努めました。

(2) 効率的な組織体制の構築

6月に組織見直し作業チーム、組織見直し検討委員会を設置し、9月に作業チームが委員会に答申、11月に委員会が協会に答申を行いました。

答申を受け、25年4月に経営支援室の新設、総務部門・企画部門・保証部門・管理部門の部署統合等の組織改正を行い、効率的に業務を運営していく体制を構築しました。

また、4月から本所を本店、支所を支店と呼称変更し、今後も身近で親しまれる組織作りに取り組んでいきます。

(3) 会津若松支所の新築移転と本所書庫の全面的復旧

会津若松支所については、7月に会津若松市南千石町に用地を取得し、3月に建物の工事請負契約を締結しました。25年4月に工事着工し、25年10月の完成を予定しております。

東日本大震災で崩壊した本所書庫については、8月に書庫が完成し、本所書庫の全面復旧が終了しました。

また、企業別ファイルの収納用品変更、バーコードを利用した管理方法の導入、廃棄ルールの明確化といった新しいファーリング方法を決定し、10月から移行作業を開始しました。25年6月には移行作業が終了し、耐震性の高い書庫およびファーリングシステムが完成する予定であります。

(4) 財政基盤の強化

10月、県議会各会派に対し、県制度資金の充実、制度資金利活用推進事業の拡充、損失補償制度の拡充等の要望を行いました。

11月には福島県選出の国会議員に、信用保険向け政府出資金の確保等の信用補完制度の充実・拡充について平成25年度予算編成に際しての配慮を要望しました。

(5) 共同化システムの安定稼動とシステム開発の円滑な対応、並びに次期システムの検討

東北6県との情報共有化を図り、システムの不具合もなく、新設保証制度のシステム対応もでき、全体として円滑なシステム運用を行うことができました。

次期システム検討のため他県視察による情報収集をし、東北6県電算共同システム協議会として検討することができ、次年度以降は次期システムの決定までの検討を行います。

また、東北6県の協会電算担当職員による初級電算担当職員を対象にシステム研修会を実施し専門的知識の習得及びスキルアップを図ることができました。

外部評価委員会の意見等

平成24年度経営計画に係る自己評価について、今年度は3.11から2年目になりますので「復興支援の取り組みについて」と、従前の視点である「効果的・効率的な役割の実現について」の視点から検証します。

最初に、「復興支援の取り組みについて」ですが、県内中小企業、特に福島原発のある浜通り地域を取り巻く経営環境は、後継者の問題も含め極めて厳しく、また、今後復興需要の減少や賠償金支払の終了により企業の資金繰りが懸念されることから、二重ローン対策として福島県産業復興相談センター・福島産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構などからの債権買取要請に対し、債権譲渡支援を行うなど関係機関と連携して迅速・適切に対応している姿勢が見受けられます。

また、金融円滑化法の終了を見据えた国の政策パッケージに基づく取り組みとして「福島県中小企業支援ネットワーク会議」の設置や、中小企業の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行う経営力強化保証制度の創設、創業者支援・新分野進出支援など復興支援に積極的に取り組んでいることは大いに評価できます。

さらに、経営支援室の新設や総務部門・企画部門・保証部門・管理部門の部署統合等の組織改正と本所を本店、支所を支店に呼称変更するなど、復興支援がより効率的に行える組織体制を構築したことは、今後の業務運営上大いに期待されます。

次に、「効果的・効率的な役割の実現」ですが、「東日本大震災復興緊急保証」を中心とした国及び県などの施策による各種特別保証を積極的に活用し、不動産担保や第三者保証人に依存しない保証の推進を図りながら、県内中小企業の資金ニーズに応えるため金融機関や関係機関と連携し迅速かつ的確に対応している姿勢が見受けられます。

また、返済方法の条件変更や企業訪問を積極的に行い、個別企業の実情に応じたきめ細かな対応に努めるなど県内中小企業の資金繰り円滑化に大いに貢献していることが窺えます。

さらに、利用者の利便性・サービスの向上や各種保証キャンペーンの実施などにより利用企業拡大の取り組みが行われ、利用企業率の向上が認められますが、依然として全国下位に位置していますので継続的な取り組みが期待されます。

また、求償権の回収については、今年度は代位弁済が比較的少なかったこともあり回収率はやや高くなっていますが、今後代位弁済の増加が見込まれる状況にもありますので、回収率向上に向けた取組みが期待されます。

なお、原発事故をかかえる福島県は、引き続き長期に亘る課題が山積されていますので、協会の役割実現に向けて今後とも復興支援や新規の業務にも積極的に取り組まれることを期待します。

詳細については、ホームページにてご覧になれます。 <http://www.fukushima-cgc.or.jp/>



V.コンプライアンスの取り組みについて

コンプライアンスの取組姿勢

信用保証協会は、国及び地方公共団体等関係機関の支援のもとに、中小企業金融の円滑化のための不可欠な機関として、中小企業施策の重要な一翼をなっていることから、金融機関と同様に、単なる法令遵守に止まらず社会規範をも含んだ、いわゆる「倫理法令等遵守」を基本とすることが必要となっています。

このような状況下で、福島県信用保証協会は、「福島県信用保証協会倫理憲章」を制定し「具体的行動基準」を策定いたしました。

信用保証協会法は基より、内部規程、社会規範、倫理、社会通念等を基本とし、役職員一体となって周知徹底をはかり「信用保証」機能を通じて、中小企業金融の円滑化と、中小企業の健全な育成を図り、また、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、遵守状況の把握などを行うと共に、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や実践状況を監視しています。

このような管理体制の整備・構築を図り、組織として対応することは、信用保証制度全体に対する更なる信頼の確立に繋がるものと考えております。

信用保証協会倫理憲章

① 信用保証協会の公共性と社会的責任の認識

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

② 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

③ 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

④ 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

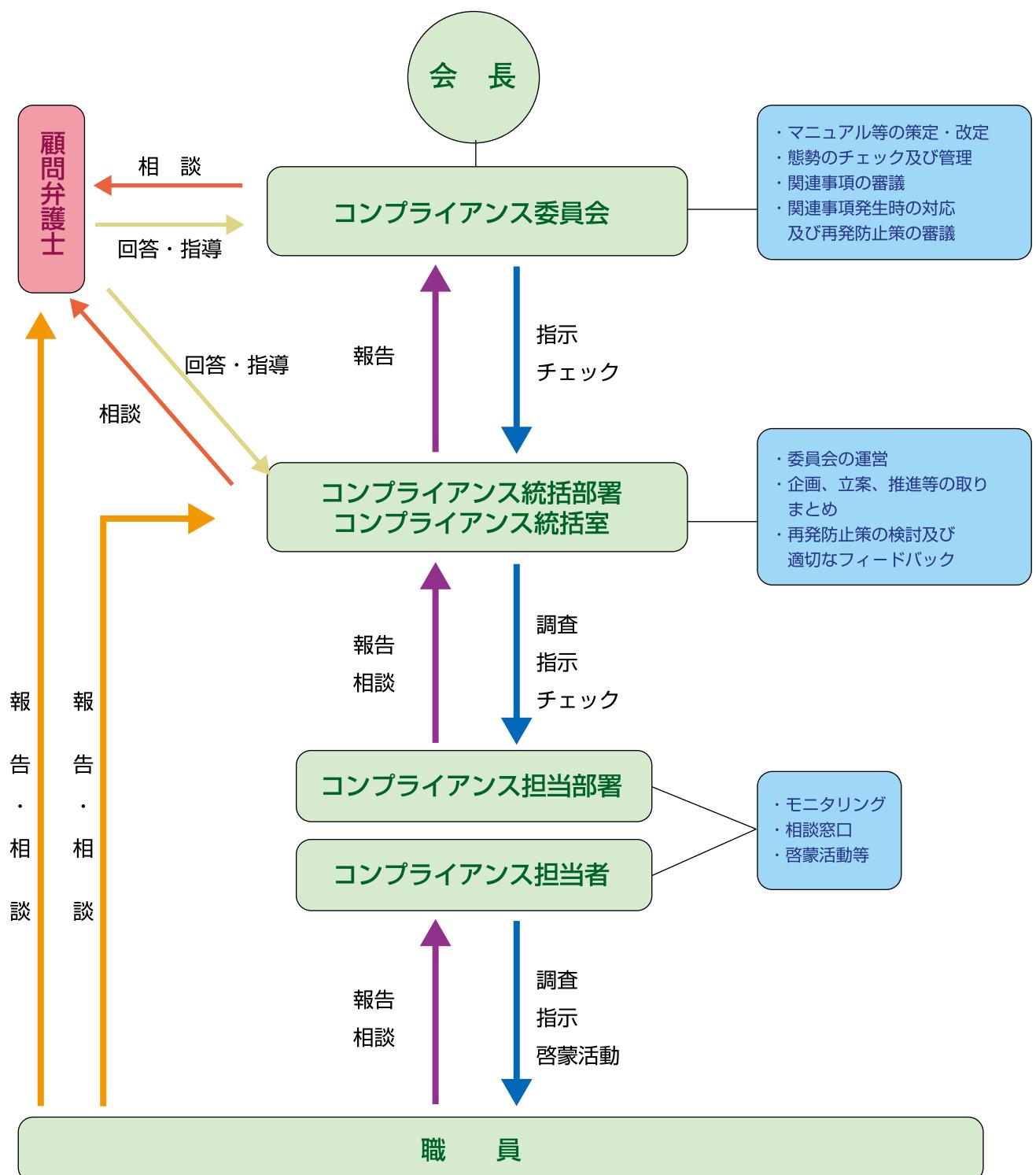
⑤ 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

■具体的行動基準

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 法令・ルール等の遵守 | (6) 反社会的勢力への対応 |
| (2) 誠実な職務の遂行 | (7) 外部からの苦情・トラブルへの対応 |
| (3) 守秘義務の履行 | (8) 職場秩序の維持 |
| (4) 職務上の地位と関係者との付き合い | (9) 違反行為の報告 |
| (5) コンプライアンス関連事項への対応 | (10) 懲罰 |

コンプライアンス管理体制





VI.個人情報保護宣言について

個人情報保護宣言

福島県信用保証協会は、中小企業等の皆様が金融機関から受ける貸付金等の債務を保証することを主たる業務として、中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることとしております。

業務運営を進めるにあたりまして、信用保証制度の一層の信頼を得られるよう、お客様の個人情報の取得・利用等の取扱いにつきましては、次の方針で取り組みます。

① 個人情報に関する法令等の遵守

お客様の個人情報の取扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、ガイドライン等を遵守します。

② 個人情報の取得・利用・提供

- ①取得する個人情報の利用目的につきましては、その内容を公表します。
- ②お客様の個人情報の取得・利用する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ③取得したお客様の個人データを第三者に提供・開示する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た情報で公表されていないものを利用する場合は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的に使用します。
- ⑤個人信用情報センターから提供を受けたお客様の返済能力に関する情報を使用する場合は、お客様の返済能力の調査を目的として行います。

③ 個人データの適正管理

- ①お客様の個人データについて、取得、利用、保管等の各段階に応じて組織的・人的・技術的な安全管理措置を講じます。また、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう点検するとともに、必要により見直しを行います。
- ②個人データに関する取扱いを外部に委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

④ 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ②保有個人データの開示及びその利用目的の通知等に必要な手続については、内容を公表します。

⑤ 保有個人データの訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者提供の停止

- お客様からの次に掲げる保有個人データの訂正等の求めがある場合につきましては、法令等に定める一定の場合を除き、調査確認のうえ、適切に対処します。
- ①協会が保有する個人データに、誤りを理由として訂正・追加・削除の求めがある場合
 - ②お客様の個人情報の不適切な取得、または目的外の利用を理由として保有個人データの利用停止または消去の求めがある場合
 - ③保有個人データをお客様の同意を得ないで第三者に提供していることを理由として停止の求めがある場合

⑥ 相談窓口の設置

お客様からの次の個人情報に関する質問・苦情等につきましては、適切かつ迅速に取り組みます。

このための相談窓口を設けます。

- ①個人データの開示・利用目的の通知に関すること
- ②個人データ訂正・追加・削除に関すること
- ③個人情報の利用停止に関すること
- ④個人データ第三者提供の停止に関すること
- ⑤安全管理措置に関すること
- ⑥その他個人情報等に関する各種のお問い合わせ

■相談窓口

総務課	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま11階	TEL.024-526-2331
福島営業店	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10階	TEL.024-526-1530
郡山支店	郡山市朝日1丁目27番4号 プレシャス朝日ビル2階	TEL.024-932-2769
白河支店	白河市道場小路96番地5 白河商工会議所会館2階	TEL.0248-24-0156
会津支店	会津若松市白虎町225番地 日通会津ビル3階	TEL.0242-23-1282
いわき支店	いわき市平字材木町3番地の1	TEL.0246-23-3570
相双支店	南相馬市原町区本町1丁目3番地	TEL.0244-23-5105

■公表事項等に関するご案内

ホームページ <http://www.fukushima-cgc.or.jp/>



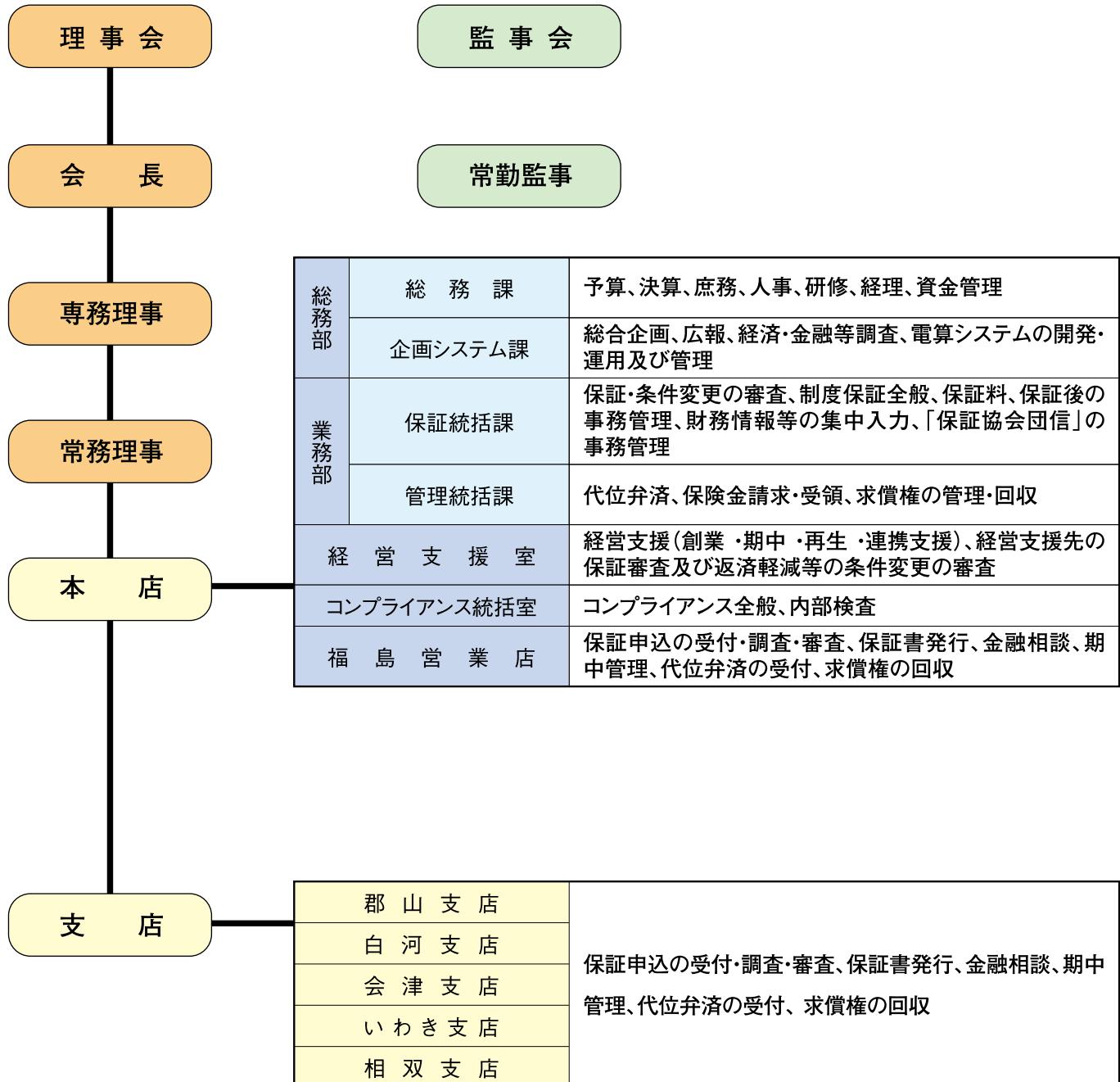


VII.組織体制

役員構成 (平成25年6月19日現在)

会長	松本 友作
専務理事	赤城 恵一
常務理事	林 王 茂
理事	星 春男 福島県商工労働部長
理事	瀬戸 孝則 福島県市長会会長
理事	大塚 節雄 福島県町村会会長
理事	瀬谷 俊雄 福島商工会議所会頭
理事	丹治 一郎 郡山商工会議所会頭
理事	宮森 泰弘 会津若松商工会議所会頭
理事	小野 栄重 いわき商工会議所会頭
理事	内池 浩 福島県中小企業団体中央会会长
理事	轡田 倉治 福島県商工会連合会会长
理事	阿部 学 商工組合中央金庫福島支店長
理事	北村 清士 (株)東邦銀行取締役頭取
理事	森川 英治 (株)福島銀行取締役社長
理事	鈴木 孝雄 (株)大東銀行取締役社長
常勤監事	菲澤 利夫
監事	牧野 富雄 福島県信用金庫協会会长
監事	須佐 喜夫 福島県信用組合協会会长

組織機構図 (平成25年4月1日現在)



所管区域

福島営業店	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡
郡山支店	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡のうち浅川町を除く
白河支店	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町
会津支店	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡
いわき支店	いわき市
相双支店	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡



VIII. 保証利用のご案内

ご利用になれる保証の限度額

	個人・法人	組合
一般保証	2億円	4億円
無担保保証	8,000万円	8,000万円
無担保無保証人保証	1,250万円	1,250万円

※無担保無保証人保証は他の保証と併用することはできません。

※公害防止・新事業開拓など上記限度額とは別に取扱いできる保証があります。

※セーフティネット保証や東日本大震災復興緊急保証など上記限度額とは別枠で利用できる保証もあります。

※特定社債保証はセーフティネット保証を除く一般保証、無担保保証と合計で5億円が限度となります。

※流動資産担保融資保証は他の制度との合算限度額ではなく、別枠で利用できます。

保証をご利用になれる方

個人事業者及び会社・組合等法人事業者であって、次の資格要件にあてはまる方が、ご利用になれます。

なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証対象となりません。

住所・営業実績

個人の場合は住居または事業所を、法人の場合は本店または事業所を、福島県内に有していること。

営業年数は問わず現に事業(保証対象業種)を営んでいること。

なお、制度要綱等で定めのある場合は、その定めによります。

資本金・従業員数

事業の規模(資本金・従業員数)が次の条件にあてはまること。

業種	資本金	従業員
製造業等(建設業、運送業等)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業(飲食店を含む)	5千万円以下	50人以下
医業を中心とする法人	—	300人以下

ただし、次の政令特例業種については次のとおりとなります。

政令特例業種	資本金	従業員
ゴム製品製造業 〔自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く。〕	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※従業員は、常時使用する従業員数となります。なお、個人の場合の事業主と同一生計にある三親等以内の親族、

法人の場合の役員は、常時使用する従業員数には含まれません。

※法人は、資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。

※個人については、常時使用する従業員数の条件を満たす方です。

資金使途

保証の対象となる借入金の資金使途は、事業経営に必要な運転資金又は設備資金などの事業資金であることが必要となります。

生活資金や住宅資金、投機資金等の非事業性資金は対象となりません。

保証対象業種

中小企業者であればほとんどの業種が対象となります。

ただし、農林漁業(一部対象業種あり)、性風俗関連特殊営業、サービス業の一部、金融業及び宗教法人・学校法人・非営利団体等は保証の対象となりません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

連帯保証人

次のような場合を除き、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となります。

- 1.実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- 2.本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- 3.財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者から積極的に連帯保証の申出があった場合

担保

担保は必要な場合があります。

責任共有制度

従来、原則100%保証(全部保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様に対するより一層の支援を行うことができるようになりますを目的に平成19年10月1日より導入されました。

「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれか一方のを選択、採用することになっています。いずれの方式においても金融機関の負担割合は同じです。

なお、金融機関の採用した方式がいずれであっても、ご利用になる中小企業の皆様にご負担いただく信用保証料は同じです。

負担割合

原則として、保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

保証協会80%	金融機関20%
---------	---------

責任共有制度の対象

原則として、全ての保証が責任共有制度の対象となります。一部対象から除外される保証制度があります。対象外となる保証は、従来同様、協会の100%保証となります。

【責任共有制度の対象外となる主な保証】

- ・※小口零細企業保証(「全国小口」)
- ・福島県小口零細企業資金融資保証(上記制度に準拠して創設された県制度、「県小口」)
- ・無担保無保証人制度(特別小口保険に係る)保証
- ・経営安定関連保険(セーフティネット)1号~6号に係る保証
- ・創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保険に係る保証
- ・災害関係特例保証、東日本大震災復興緊急保証

※責任共有制度導入にあたり対象から除外される保証制度として創設された全国統一保証制度です。

保証限度額: 1,250万円(既保証残高を含む)

対象事業者: 常時使用する従業員が20人以下(商業、サービス業を主たる事業とする事業者については5人以下)の個人及び法人等

保証料について

保証をご利用いただく場合には、その保証金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の保証料をお支払いいただくことになります。いただいた保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営していく上で必要な費用に充当されます。

保証料率体系

保証料率は、従来は一律でしたが、保証料率の弾力化に伴い、ご利用される中小企業の皆様の経営状況に応じ次の9段階に区分された保証料率体系となり、責任共有制度の対象となる保証には責任共有保証料率が、対象外となる保証には責任共有外保証料率がそれぞれ適用されます。

ただし、セーフティネット(経営安定関連)保証や流動資産担保融資保証等の特別な保証については、例外として政策的に配慮された一律の保証料率が適用されています。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率(%) (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率(%) (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

注)「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。保証書、保証料計算書等への表示は「責任共有保証料率」として表示しています。

注)責任共有外保証料率は、保証委託額(100%保証ですので、貸付金額と同額となります)に対する率です。表示上は、単に「保証料率」とのみ表示することとしています。

注)特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証のことをいいます。

注)県・市町村の制度保証の保証料率は、上記料率よりも低く設定する等の措置が講じられています。

料率区分の決定

適用する料率区分は、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベース「CRD」を利用し、お客様の財務内容を総合的に評価し決定しています。

「CRD」とは、経済産業省(中小企業庁)のバックアップにより中小企業金融の円滑化を支援することを目的に平成13年に創設された「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」の略称で、中小企業に関する日本最大のデータベースです。

現在は、非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

割引制度

保証料率は、財務内容の評価だけでなく、一定の定性要因(非財務要因)も加味し決定します。現在の割引制度は次のとおりで、最大で0.25%の割引が適用されます。

- | | |
|---------------------------|---------|
| 1.会計処理に関する割引(全国統一割引制度) | 0.1%割引 |
| 2.会計参与設置に関する割引(全国統一割引制度) | 0.1%割引 |
| 3.有担保保証に対する割引(全国統一割引制度) | 0.1%割引 |
| 4.社会貢献企業に対する割引(当協会独自割引制度) | 0.05%割引 |

主な保証制度のご案内

中小企業の多様な資金ニーズに対応するため、豊富な「保証メニュー」を取り揃えております。

さらに、中小企業者の金融円滑化・金融費用負担軽減策として、福島県及び市町村が財政措置を講じ実施している保証制度もあります。

主な保証制度を掲載しますので、ご参考ください。

ご利用の目安	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
通常の運転・設備資金に	普通保証	2億円(組合4億円)	必要な期間	年0.45~1.90%※ ①③④適用
大口資金を反復・継続的に	無担保保証	8千万円	原則5年以内	
小口資金を反復・継続的に	当座貸越根保証	2億8千万円	1年間もしくは2年間	年0.39~1.62%※ ①③④適用
小規模事業者の方の資金調達に	事業者カードローン 当座貸越根保証	2千万円	1年間もしくは2年間	(無保証人 年0.90%※ ②④適用)
手形借入・割引を継続的に	県小口零細企業資金保証	1,250万円 (但し、既存保証額と合算して1,250万円)	運転 7年以内 設備 10年以内 (無保証人 5年以内)	年0.40~1.55%※ ①③④適用 (無保証人 年0.90%※ ②④適用)
直接金融による資金調達に	根保証(一般) 根保証(手割)	2億円	1年以内	(一般) 年0.45~1.90%※ ①③④適用 (手割) 年0.39~1.62%※ ①③④適用
売掛債権及び棚卸資産による資金調達に	中小企業特定社債保証	4億5千万円 (発行価額限度5億6千万円)	2年~7年 (年単位)	年0.45~1.90%※ ②③④適用
借換による資金繰りの改善に	流動資産担保融資保証	2億円 (借入限度2億5千万円)	根保証 1年間 個別保証 既発生債権 6ヶ月以内 将来債権 1年以内	年0.68%※ (県短期併用 年0.60%※) ②④適用
有利な事業資金の調達に	借換保証	2億8千万円 但し、中小企業信用保険法第2条第4項第6号認定に係る限度額は 3億8千万円 (組合4億8千万円)	保証付既往借入金返済資金の他事業資金経営安定関連保証での借換は原則として 10年以内その他は借換後の保証に対応する制度の取扱に準ずる	年0.45~1.90%※ ①~④適用 セーフティネット併用 1~6号年0.80%※ 7~8号年0.75%※ ②④適用
海外直接投資に	県経営環境改善保証	5千万円	15年以内	年0.45~1.60%※ ①③④適用
	県長期安定保証	運転 5千万円 設備 1億円 (併用する場合は1億円)	10年以内(ただし、土地・建物を取得する場合15年以内)	年0.45~1.60%※ ①③④適用 セーフティネット併用 年0.70%※ ②④適用
	市町村合理化資金等保証	市町村の定めにより 3百万円~3千万円	市町村の定めによる	市町村の定めにより 年0.15%~1.90%※ ①~④適用
	海外投資関係保証	2億円(組合4億円)	10年以内	年1.15%※ ②③④適用

〈ご利用の目安〉

	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
創業者の資金調達に	県起業家支援保証	促進法の承認、旧創造法の認定、産業再生法の承認等、特許等を有する方5千万円 それ以外の方2千万円 (但し創業者については、自己資金の5倍を限度)	10年以内	年0.25~1.25%※ ①③④適用
	創業関連保証	1千万円 再挑戦支援保証と合算して1千万円、さらに創業等関連保証併用で2千5百万円(但し、無担保保証も利用した場合、4制度合計で8千万円)	10年以内	年0.85%※ ②④適用
	創業等関連保証	1千5百万円 他の保証と合算した限度額は創業関連保証に同じ(但し、事業を営んでいない個人の創業者については自己資金額を限度)	10年以内	年0.90%※ ②④適用
取引先の倒産、業界不振または災害による経営の安定に	セーフティネット(経営安定関連)保証 (経済産業大臣が指定した認定要件1~8号のいずれかの認定を受けた方)	1号~5号及び7号~8号 2億8千万円 (組合 4億8千万円) 6号 3億8千万円 (組合 4億8千万円)	運転 10年以内 設備 20年以内	1~6号年0.80%※ 7~8号年0.75%※ 県短期・県長期併用 年0.70%※ ②④適用
経営の安定または災害による事業再建、経営の安定に	県緊急経済対策資金融資保証	・外的変化対応資金 運転 5千万円 設備 7千万円 (併用する場合は7千万円) ・経営安定特別資金 (経営安定関連5号の認定を受けた方) 5千万円 ・ふくしま復興特別資金 復興枠 8千万円 激甚対策枠 8千万円	10年以内 10年以内 15年以内 10年以内	年0.35%~1.35%※ ①③④適用 年0.7%※ ②④適用 年0.5%※ ②④適用 年0.35%~1.35%※ (一部年0.05%~1.05%※) ①③④適用 国の特別制度併用 年0.65%※ ②④適用
	ふくしま産業育成資金	5千万円	10年以内 (一部15年以内)	年0.35%~1.35%※ (一部年0.05%~1.05%※) ①③④適用 国の特別制度併用 年0.65%※ ②④適用

〈ご利用の目安〉

	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
災害による事業再建、経営の安定に	災害関係保証 （事業用資産に被災を受けた罹災証明書を有する方）	・災害関係保証(東日本大震災)(平成26年3月31日貸付実行分まで) 適用地域:全国 無担保 8千万円 有担保 2億円(組合4億円)	10年以内	年0.7%※ ②④適用
	東日本大震災復興緊急保証 （罹災等市区町村が発行する証明書・書類を有する方）	無担保 8千万円 有担保 2億円(組合4億円)	10年以内	年0.7%※ ②④適用
経営力の強化を図るために	経営力強化保証	無担保 8千万円 有担保 2億円(組合4億円)	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本制度によって保証協会付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内	責任共有 年0.45～1.75%※ ①③④適用 責任共有対象除外の場合 年0.50～2.00%※ ②③④適用
	福島県経営力強化保証	5千万円	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本制度によって保証協会付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内	責任共有 年0.35～1.25%※ ①③④適用 責任共有対象除外の場合 年0.40～1.40%※ ②③④適用

保証料率の※は、①「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して計算書類を作成したことを確認できる中小企業者、または「会計参与」を設置している中小企業者は年0.1%、②「会計参与」を設置している中小企業者は年0.1%（①の「中小企業の会計に関する基本要領」の適用がない制度）、③有担保保証は年0.1%、④福島県次世代育成支援企業認証制度による認証を受けた中小企業者は年0.05%、それぞれ表示料率より最大で0.25%引き下げられます。

経営支援室の設置

「信用保証協会は、①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、④もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献することを基本理念として取り組んでおります。

このような目的に向けて資金繰り面のみにかかわらず、25年度も東日本大震災及び原子力災害により被災した中小企業の復旧、復興を図ることを最優先に取り組んでおります。

具体的には、次の4つの重点施策を掲げ取り組んでおります。

1. 経営・金融相談体制の充実強化

- ①県内各地区において経営相談会を年1回開催し、創業、期中支援等中小企業者の課題解決のための経営力向上に取り組んでおります。
- ②創業計画策定支援やモニタリングにより経営のサポートをしてまいります。

2. 期中支援の強化

- ①浜通り地区専任担当者を配置し、被災中小企業支援の強化を図っております。
- ②一定金額以上の当協会ご利用先について、直接訪問等をするなどにより「顔の見える協会」を進め、支援の強化に努めております。
- ③金融円滑化終了後においても返済緩和先等に対する弾力的な支援の強化に努めております。
- ④モニタリング対象保証利用先への支援の強化に努めています。

3. 再生支援の強化

- ①未曾有の震災被害の影響から、債権譲渡による再生支援が必要な先について、適切な支援の強化に努めています。
- ②条件緩和等が必要と思われる先については、金融機関との連携により、支援の強化に努めています。

4. 連携支援の強化

- ①中小企業の課題解決のため専門家(中小企業診断協会)を派遣し、課題を解決する支援に努めています。(費用は3回まで協会負担)
- ②福島県中小企業支援ネットワーク会議の運営と、個別事業者を支援する枠組みとしての経営サポート会議の運営による支援に努めています。

なお、福島営業店・各支店の窓口にも経営支援担当者を置き、皆様からのお相談をお受けしていますとともに、「MSS(中小企業経営診断システム)」(*)を活用した経営診断をお奨めするなどして経営改善の支援に取り組んでいますので、お気軽にご利用ください。

* MSS(中小企業経営診断システム) : 財務データ等を入力することにより経営の状態が把握できるとともに、同業種内での相対的な位置を確認することができる経営診断ソフトです。

専門家派遣事業のご案内

福島県信用保証協会では、お客様への経営力向上を目的として、(一社)福島県中小企業診断協会と連携し、中小企業者の方のニーズに応じて中小企業診断士を派遣し、経営課題解決のお手伝いをします。

【対象となる方】

- ・事業経営において悩みを抱え、解決に向け専門家派遣を希望される方。
- ・原則として保証協会を利用している方が対象となります。

【派遣費用】

無料(全額協会負担)【※】

※ただし、最大3回までの診断を想定しております。それ以降の派遣等を希望される場合は、4回目以降の費用について有料(各自負担)となります。

経営サポート会議のご案内

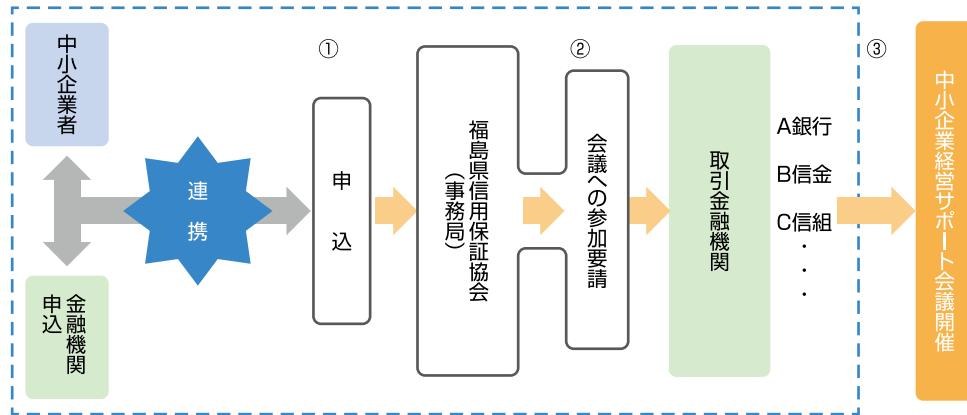
中小企業経営サポート会議は、経営改善に取り組む中小企業者（申込中小企業者）と取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、中小企業者の経営改善を促進することを目的としています。

留意事項

- ・経営サポート会議は、金融機関間での情報交換のみを行い、それに基づいての合意形成は行いません。
 - ・各金融機関は、情報交換した会議の内容を一旦持ち帰り、各参加機関等が自らの対応方針を決定することとなります。
- なお、詳しくは経営支援室へお問い合わせください。

中小企業経営サポート会議のイメージ

中小企業経営サポート会議（以下「経営サポート会議」）というは、経営改善に取り組む中小企業者と取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、中小企業者の経営改善を促進することを目的としています。



- ① 中小企業者と主要金融機関等（申込金融機関）が連携して、経営サポート会議事務局（福島県信用保証協会 経営支援室）に経営サポート会議の申込を行います。
- ② 経営サポート会議事務局では、取引金融機関に経営サポート会議への参加要請を行い、会議開催の日程調整を行います。
- ③ 経営サポート会議では、中小企業者が策定した事業計画書等を基に、中小企業者自らが取引金融機関等の参加機関に対して説明し支援要請を行います。



■経営相談窓口

●経営支援室 TEL.024-526-1520 FAX.024-573-8489

●福島営業店・各支店に経営相談担当窓口を設置しています。

裏表紙の「福島営業店・各支店のご案内」をご覧下さい。

特別相談窓口の設置

また、経済情勢等に合わせて各種特別相談窓口を福島営業店・各支店の窓口に設置し、ご相談内容に応じた各種保証制度の紹介などを行っています。お気軽にご利用ください。

なお、平成25年4月現在で設置している特別相談窓口は次のとおりです。

■特別相談、相談窓口一覧

- ・北朝鮮制裁措置に関する特別相談窓口
- ・『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口
- ・円高等対策特別相談窓口
- ・東日本大震災特別相談窓口
- ・平成23年タイ洪水被害特別相談窓口
- ・エルピーダメモリ株式会社関連特別相談窓口
- ・皮革等相談窓口
- ・経営改善・資金繰り相談窓口

保証協会団体信用生命保険について

当協会では、お客様へのプラス・ワンサービスの一環として、平成22年4月1日から「保証協会団体信用生命保険」(通称:保証協会団信)の取扱いを行なっています。

多く方のご利用をいただいております。どうぞ、ご活用ください。

広報活動

保証月報の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を発行して、県内の金融機関、福島県及び市町村、商工会議所、商工会、報道機関などに配布しています。平成25年度は県内各地の「花・木」を表紙にして各地の紹介を行なっています。



ホームページの活用

当協会のホームページは、皆様により一層ご理解をいただけるように心がけております。

保証制度や統計資料はタイムリーに更新して情報をお伝えします。

<http://www.fukushima-cgc.or.jp/>



ポスター

鉄人28号は多くの保証協会が採用しているイメージキャラクターです。

頼り甲斐と信頼、そして顔の見える協会をアピールして、皆様のご要望に応えていきます。

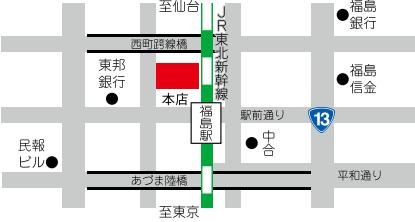


本店・支店のご案内



本店

◇所在地／〒960-8053 福島市三河南町1番20号
コラッセふくしま10階、11階
TEL(024)526-2331㈹ FAX(024)536-5090
福島営業店／TEL(024)526-1530 FAX(024)533-8721
保証統括課／TEL(024)573-5265 FAX(024)534-3619
管理統括課／TEL(024)525-3537 FAX(024)534-3619
経営支援室／TEL(024)526-1520 FAX(024)573-8489



郡山支店

◇所在地／〒963-8024
郡山市朝日1丁目27番4号
プレシャス朝日ビル2階
TEL(024)932-2769㈹ FAX(024)925-2637



白河支店

◇所在地／〒961-0957
白河市道場小路96番地5
白河商工会議所会館2階
TEL(0248)24-0156㈹ FAX(0248)24-1419



会津支店

◇所在地／〒965-0024
会津若松市白虎町225番地
日通会津ビル3階
TEL(0242)23-1282㈹ FAX(0242)23-1317



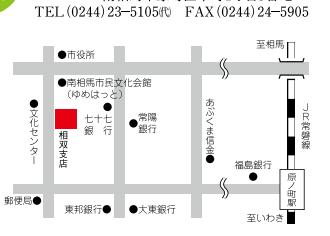
いわき支店

◇所在地／〒970-8026
いわき市平字材木町3番地の1
TEL(0246)23-3570㈹ FAX(0246)25-5729



相双支店

◇所在地／〒975-0008
南相馬市原町区本町1丁目3番地
TEL(0244)23-5105㈹ FAX(0244)24-5905



福島県信用保証協会

URL <http://www.fukushima-cgc.or.jp/>